令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入札 説 明 心 入 札 得 入 札 書 様 式 電子入札案件の書面入札参加様式 委 任 状 様 式 予算決算及び会計令(抜粋) 様 仕 契 約 書 (案) 応 札 資 料 作 成 要 領 評 価 項目 覧 順 評 価 手 書

令和4年7月 原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループシビアアクシデント研究部門

入 札 説 明 書

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告 (令和4年7月8日付け公告)に基づく入札については、関係法令、環境省入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」(https://www.geps.go.jp/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf)に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発

(2) 契約期間契約締結日から令和5年3月20日まで

(3)納入場所 仕様書による。

(4) 入札方法

本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。入札金額は、総価で行う。

なお、本件については予め提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。) 第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 入札説明会に参加した者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この入札に参加を希望する者は、原子力規制庁が交付する入札説明書に基づいて提案書を作成し、期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された提案書は原子力規制庁において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 入札説明会の日時及び場所

令和4年7月19日(火)16時00分

原子力規制委員会原子力規制庁六本木ファーストビル18階入札会議室

- ※1 参加人数は、原則1社1名とする。
- ※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。
- ※3 本案件は入札説明会への参加を必須とする。

5. 提案書の提出期限及び提出場所等

(1) 受領期限

令和4年8月2日(火)12時00分

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル16階 原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ 技術基盤課契約係

- (3) 提出方法
 - ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は、5. (1)の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること(同システムのデータ上限は10MBまで)。

イ. 書面で参加する場合

書面で提出する場合は、(1)の期限までに持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)すること(提出期限必着)。電話、FAX又は電子メールによる提出は認めない。提案書を郵送する場合は、包装の表に「提案書在中」と明記すること。

- ウ. 令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の写しを添付。
- (4) 提案書に関するヒアリングの日時及び場所

必要に応じてヒアリングを開催する。

開催する場合、時間、場所については、入札者と調整の上、原子力規制庁が指定する。

(5) 提案書の審査

提出された提案書は、評価項目一覧に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して、原子力規制庁において審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡するものとする。電子調達システムで参加した場合、電子調達システムで通知する。

- 6. 競争執行の日時、場所等
 - (1) 入札及び開札の日時及び場所

日時: 令和4年8月17日(水) 13時30分

場所:原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

- (2) 入札書の提出方法
- ア. 電子調達システムによる入札の場合
 - 6. (1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。
- イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5.(1)の日時までに5.(2)の場所へ持参又は郵送すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を6.(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

- ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

- 8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。
- 9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除
- 10. 契約書の作成の要否 要
- 11. 契約条項 契約書(案)による。
- 12. 支払の条件 契約書(案)による。
- 13. 契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- 14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 河原 雄介 〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号

15. その他

- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において、速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 本件に関する照会先

質問は、電話、FAX又はメールにて受け付ける。

担当:原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房技術基盤グループシビアアクシデント研究部門 菊池 航

メールアト゛レス:kikuchi_wataru_2p5@nra.go.jp

- (3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先政府電子調達システム(GEPS)ホームページアドレス https://www.geps.go.jp/ヘルプデスク 0570-000-683(ナビダイヤル)受付時間 平日9時00分~17時30分
- (4)提案書作成時に参照できる資料等に関する情報

平成28年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発 請負成果報告書 平成29年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発 請負成果報告書 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発 平成30年度 請負成果報告書 平成31年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発 請負成果報告書 令和元年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発 請負成果報告書 令和2年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発 請負成果報告書 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発 請負成果報告書 令和3年度

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般競争 又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなけ ればならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1)入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3)入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額 免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の 上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記す ることとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものと して取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称 又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記 載)及び「令和4年8月17日開札[令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コー ド開発]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を 持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同シ ステムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2)入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は 入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続きを 終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書 が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項(別記)について、虚偽が認められた入札
- ② その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人 等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3)入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、 開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調查基準価格、低入札価格調查制度

- (1) 工事その他の請負契約(予定価格が1千万円を超えるものに限る。)について予決令第8 5条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約 の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各 号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額(以下「調査基準価格」という。)に満た ない場合とする。
 - ①工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9. 2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ②前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2)調査基準価格に満たない価格をもって入札(以下「低入札」という。)した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等(以下「低入札価格調査」という。)に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明 したときは、落札決定を取消すことができる。

17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。)し、契約書を受理した日から10日以内(期終了の日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。)に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が 当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明 したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地 商 号 又 は 名 称 代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発

2 入札金額 : 金額 円也

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除

に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地 商 号 又 は 名 称 代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由 (記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名

責任者名

担当者名

TEL

FAX

E-mail

記

語署名

E-mail

記

お

お

こ

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地(委任者) 商 号 又 は 名 称代表者役職・氏名

代理人所在地 (受任者) 所属(役職名) 代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発の入札に関する一切 の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

(様式3-2)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地 (委任者)商号又は名称 所属(役職名) 代理人氏名

復代理人所在地 (受任者) 所属(役職名) 復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

予算決算及び会計令(抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

- 第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項 の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次 の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条 第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

- 第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する と認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことが できる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とす る。
 - 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しく は数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽 の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕 様 書

1. 業務件名

令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発

2. 適用

この仕様書は、原子力規制委員会原子力規制庁(以下「規制庁」という。) が契約する上記の契約に関する仕様を規定するものである。

3. 契約期間

自 : 契約締結日

至 : 令和5年3月20日

4. 業務内容

本業務ではデブリ冷却評価コード体系 THERMOS について以下の作業を実施する。

- (1) 関連文献整理に関する情報の整理
- (2) 解析コード詳細設計の改訂
- (3) 二相プール中発熱粒子層伝熱熱流動モジュール(DPCOOL)の開発
- (4) 溶融物拡がりモジュール (MSPREAD) の開発
- (5) 溶融ジェット分裂モジュール(JBREAK)の開発
- (6) 物質相互作用モジュール (REMELT) の開発
- (7) MELCOR-THERMOS インターフェイスプログラムの拡張
- (8) 物性値ライブラリの整備
- (9) 妥当性確認及び動画作成
- (10)解析コードに関する技術文書の改訂
- (11)技術報告書作成

以上の項目を後述する 4.1 から 4.10 に従い実施し、成果を 4.11 に従いまとめる。

以下の4.3から4.8に記載する各モジュール、物性値ライブラリ、及びインターフェイスの開発作業内容は例を示している。モデル化及び機能追加の過程において課題が認識された場合には、規制庁との協議により、全体としての作業量が変化しない範囲において、所期の目的が達成されるようにモデル化及び機能追加の方法を変更する場合がある。その場合には、技術報告書においてその背景について記載する。モデルの追加及び機能拡張を行う場合には、原則として単体による検証を行う。ただし、規制庁が、単体検証を不要と判断した場合には、その旨を技術報告書に記載する。モデル又は機能が複数のモジュールに関係する場合には、いずれか一方のモジュールについて主要な検証結果を技術報告書に記載する。

単体検証及び 4.9 の妥当性確認の過程において、特定のモデルに課題が見いだされた場合には、規制庁との協議により、全体としての作業量が変化しない範囲において、モデルの変更等を行う場合がある。その場合には、技術報告書にその過程を記載する。

なお、本業務に関する提案書作成及び実施に当たって、THERMOS 開発内容等を把握する目的にて閲覧が必要となる場合には、「平成 26 年度調査・基本設計」、「平成 27 年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発」、「平成 28 年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発」、「平成 29 年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発」、「平成 30 年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発」、「令和元年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発」、「令和 2 年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発」、「令和 3 年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発」の技術報告書等(以下、技術報告書等、又はまとめて「過年度技術報告書等」という。)を求めに応じて規制庁が開示する。また、開示の方法については、環境図書館に送付されている場合には紙媒体を

貸与(貸与品リスト参照)し、送付前のものについては規制庁内にて閲覧とする。

4.1. 関連文献整理に関する情報の整理

目的とする解析コードにおいて考慮すべき現象ごとに、公開文献や既往解析 コードにおけるモデル化に関する最新の知見を文献リストとしてまとめてい る。これについて、以下の文献情報の拡充を実施する。

- (1) 本年度作業の過程において、規制庁が委託研究にて実施中である粒子状デ ブリ冷却性実験に関する報告書等について、規制庁がモデル及びコードの 開発において有用と判断し貸与する文献(貸与品リスト参照)をリストに する。
- (2) 上記(1)で追加した文献より、規制庁の指示に従い、文献が扱っている現象、モデル化、数値化手法等について整理する。

4.2. 解析コード詳細設計の改訂

4.2.1. 詳細設計の改訂

作業(コード開発、モデル追加、機能追加等)に先立って、規制庁が示す 4.1 から 4.10 の作業内容に関する詳細作業進捗チェックシートに基づき解析コードの詳細設計を改訂する。ここでいう詳細設計とは、コーディングに先立って、その方法について合意するために作成するものであり、最終的には 4.10 の解析コードに関する技術文書及び 4.11 の技術報告書の一部となる。なお、後述する「12. その他」における(5)及び(6)に記載する作業進捗状況の報告は、上記工程に最新の状況を記載することによって行う。

詳細設計には、以下の内容について記載するものとする。

(1) コード体系

主要モジュール 4 個(DPCOOL、MSPREAD、JBREAK 及び REMELT)及び 共通物性値ライブラリ(THERMAT)から構成される THERMOS コード体系及 びモジュール間の情報入出力関係を、規制庁の指示する形式に従い記載する。

- (2) 二相プール中発熱粒子層伝熱熱流動モジュール (DPCOOL) 後述する 4.3 に関係するモデル及び機能追加についてコード設計の観点から記載する。
- (3) 溶融物拡がりモジュール (MSPREAD) 後述する 4.4 に関係するモデル及び機能追加についてコード設計の観点から記載する。
- (4) 溶融ジェット分裂モジュール (JBREAK)

後述する 4.5 に関係するモデル及び機能追加についてコード設計の観点から記載する。

(5) 物質相互作用モジュール (REMELT)

後述する 4.6 に関係するモデル及び機能追加についてコード設計の観点から記載する。

(6) 共通物性値ライブラリ (THERMAT)

後述する 4.8 に関係するモデル及び機能追加についてコード設計の観点から記載する。

4.2.2. プログラミングスタイル

作業の開始に当たっては、現状のソースコードのコーディングが以下のルールに従っていることを規制庁が確認し、その結果、合致しないところがあった場合には、これらの修正を合わせて実施するものとする。修正の具体的内容は規制庁が指示する。プログラミングスタイルの遵守については、修正があった場合に時間を要することを考慮し、2月末までに、その時点までのコーディング結果に基づいて確認を行う。

- a. 各サブルーチンには、コードバージョン、作成日及び著作権について、 規制庁が指定するコメント分を明記する。
- b. 開発環境はLINUXとし、言語はFORTRAN95とする。プログラミングス タイルは別途取り決める。
- c. デブリベッド形成に係る知識レベルが不十分と考えられる現象については、詳細モデルと代替モデルをオプションで切り替えられるよう設計する。
- d. 可視化手法としては、時刻歴、2次元コンター図、ベクトル図、流線図等とし、汎用ツールとしては、EXCEL、gnuplot、Paraview等を想定し、各ツールに適合するフォーマットにて解析結果を出力する。
- e. プログラムにおける第三者の著作権又はノウハウを実施・使用にするときは、受注者は「12. その他」における(7)の規定に従い、その実施・使用に対する一切の責任を負う。特に、使用が許諾されているソースコードを利用している箇所については、その範囲を明示し、その出典、作成者等の情報をコメント文として明記する。

4.3. 二相プール中発熱粒子層伝熱熱流動モジュール (DPCOOL) の開発

規制庁が貸与するモジュール(貸与品リスト参照)は、気液二相プール中の 発熱粒子層の伝熱流動に関する基本的機能を有している。本モジュールについ て以下の機能拡張を行う。

4.3.1. 粒子層-壁面熱伝達モデルの拡張

規制庁が指定する粒子層-壁面熱伝達係数モデルを追加する。本モデルは、現在 DPCOOL に組み込まれている福岡等の異種材料接触熱伝達係数[1-2]を二相流中の粒子層-壁面間の接触熱伝達に対して拡張したものであり、ユーザー入力及び DPCOOL が求める状態量の関数として定式化する。

4.3.2. 二相プール内粒子層の二相流動様式マップの拡張

現在 DPCOOL に組み込まれている二相流動様式マップは Schmidt 等が提案 した粒子層バルク領域に対するものであり、粒子層と壁面の接触部近傍の二相流動様式については適用範囲外と考えられる。

ここでは、Schmidt 等のモデル概念[3]に従い、気泡流-スラグ流-環状流の境界を、粒子径及びボイド割合に依存して変化するものと考えるが、図 4-1 に示すように、壁面近傍の効果を考慮するため以下の拡張を実施する。

- (a). 粒子層内に構造物が存在する場合、構造壁面近傍では流動様式が異なる ことが考えられ、これについて規制庁が提示する新たな流動様式マップ を選択可能とする。
- (b). 粒子層中を複数の領域に分割し、領域ごとに異なる流動様式マップを指定することを可能とする。また、領域内に遷移領域を設け、2種類以上の流動様式を内挿して新たな流動様式を求め、流動様式変化を滑らかにする。

4.3.3. JBREAK とのインターフェイス部分の変更

後述する 4.5.2「プール中での圧力スパイク発生モデルの組み込み」の実施に 伴い必要な両コードの熱伝達のインターフェイスについて組み込む。

4.3.4. 妥当性確認のための機能追加

後述する 4.9.2 において実施する粒子状デブリ冷却性実験解析のため、以下の変数に関する感度解析機能を追記する。

- (a) 粒子径
- (b) 粒子配列 (ポロシティ)
- (c) 実効接触面積
- (d) 注入気体流速
- (e) 流動様式

感度解析の機能には、感度パラメータ変更だけでなく、比較対象とする実験

結果に対する感度パラメータの感度係数を求める機能も含める。

4.3.5. 物性値ライブラリとのリンク

今回のモデル改良により必要な物性値は THERMAT との連携により評価する。そのためのインターフェイスを整備する。

4.3.6. 可視化ソフトとのリンク

計算結果の可視化のため、4.2.2 に示す可視化専用ソフトウエアにデータを 提供する機能を組み込む。

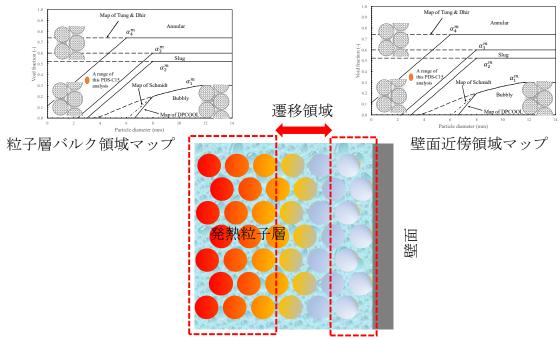


図 4-1 粒子層-壁面接触近傍の二相流動様式概念

4.4. 溶融物拡がりモジュール (MSPREAD) の開発

規制庁が貸与するモジュール(貸与品リスト参照)は、ドライ条件及びウェット条件の溶融物拡がりに関する基本的機能を有している。本モジュールについて以下の機能拡張を行う。

4.4.1. 溶融相-固相混合流体の物性値に関するモデル拡張

過年度に実施した JBREAK-MSPREAD のカップリング解析では、床面と衝突した固液混相の溶融ジェットが、拡がり開始時点で溶融相と固相に完全に分離するか、あるいは完全に混合するかという 2 種類のモデルオプションを設けて粘性係数の物性値[4]を求めた。これにより、完全分離を仮定する場合には、溶融相はほぼ溶融金属から構成され、一方で固相は二酸化ウランを主成分とする酸化物から構成されることとなり、粘性係数及び崩壊熱の両相の物性値が大きく異なる結果となる。一方で、完全混合を仮定した場合には、圧力容器から放出される固相物質を全て溶融相に懸濁(サスペンド)した固体粒子のように扱い、その結果粘性係数及び崩壊熱の双方において非現実的に高い数値が得られる可能性が考えられた。

現実の溶融相-固相の挙動は、以上の両極端の中間にあると考えられるので、ここでは、相分離時に一部の固相成分が懸濁粒子として溶融相に同伴され、残りの固相成分が着床地点近傍に粒子層として堆積するものと仮定する。以下の前提によりモデルを組み込む。

- (a) 同伴される固相の全固相に対する割合はユーザー入力とする。
- (b) 同伴される固相は懸濁粒子として粘性係数の計算に反映する。
- (c) 一方で、固相による堆積粒子層の形状変化はこれまでのモデルに基づき計算する。
- (d) 溶融相の諸物性値の計算法は、同伴した懸濁粒子の割合に基づき求める。

物性値の計算については THERMAT との連携が必要であり、以上の機能拡張の一部は THERMAT の変更も伴うものとする。

4.4.2. JBREAK とのインターフェイス部分のメッシュ構造詳細化

現在の両モジュール間カップリングでは、JBREAK の最下部メッシュ厚さは MSPREAD のメルト厚さを包含するように厚めに設定し、この最下層 1 メッシュの中で JBREAK の運動量を面積に関する重みづけをして MSPREAD に受け渡している。この方法では最下層 1 メッシュを厚めに設定することから、床面上の波立ちの計算精度が劣化する可能性がある。そこで、図 4-2 に示すように、JBREAKでは、床面近傍を十分細かいメッシュに分割することにより反跳挙動の計算精度を維持し、反跳高さを包含する複数メッシュ層を MSPREAD のメッシュ厚さと考え、これらのメッシュ層の中で JBREAK の運動量を面積に関する重みづけをして MSPREAD に受け渡す。

4.4.3. 溶融ジェットの複数回落下に対するモデル組み込み

以下の前提のもとで、圧力容器から床面への複数回落下を図 4-3 に示すように、モデル化する。

- (a) 新たに溶融デブリが落下する時点において、前回落下したデブリは拡がりを停止しており、少なくとも上面はクラストに覆われていると仮定する。 溶融デブリが停止した後には、すでに複数回落下により形成された領域と 合体してベースデブリとなる。(図 4-3 (a))
- (b) 停止直後のデブリは、上下をクラストで挟まれた溶融デブリであるが、ベースデブリ全体として固相線温度以下となるように平均化し、さらに余剰熱量を基盤領域に放出させる。(図 4-3 (c))
- (c) 新たに落下する溶融デブリがベースデブリベッド上を拡がる場合、ベース デブリの上面高さを床面起伏として考慮する。(図 4-3 (b))
- (d) 落下デブリとベースデブリの間の熱伝導を考慮する。その場合、ベースデブリ全体として固相線温度を超える場合には、それ以上の熱の流れを基盤領域に放出させる。(図 4-3 (b))

4.4.4. 小規模実験における異方性拡がりモデル拡張

PULiMS 実験装置[5]において、熱電対の周囲が固化しクラストにより覆われ、 熱電対の実効径が増大すると同時に流動抵抗が増大し、メルトの流動が停滞する ことによって、異方性拡がりが顕在化することをモデル化する。

4.4.5. 妥当性確認のための機能追加

後述する 4.9.3 及び 4.9.4 に記載する妥当性確認のために必要な境界条件等の機能を追加する。

4.4.6. 物性値ライブラリとのリンク

今回のモデル改良により必要な物性値は THERMAT との連携により評価する。そのためのインターフェイスを整備する。

4.4.7. 可視化ソフトとのリンク

計算結果の可視化のため、4.2.2 に示す可視化専用ソフトウエアにデータを 提供する機能を組み込む。

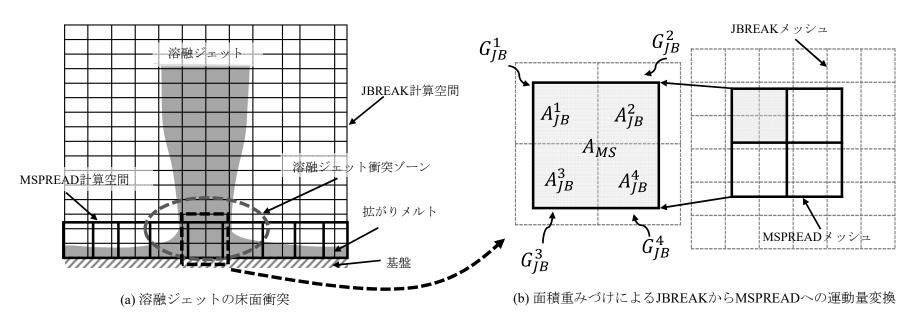
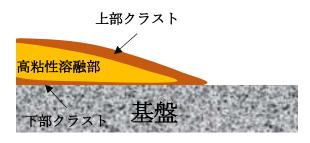
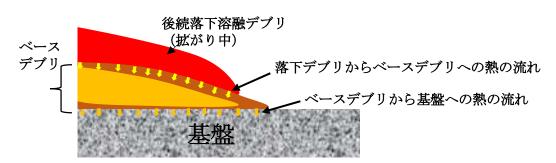


図 4-2 複数層メッシュによる JBREAK-MSPREAD の運動量受け渡しの概念

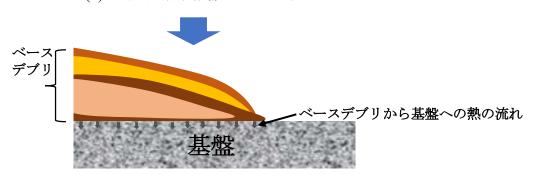


(a) 初回落下デブリの停止





(b) 2回目落下溶融デブリの拡がり



(c) 2回目落下溶融デブリの停止 図 4-3 複数回落下デブリ拡がりモデルの概念

4.5. 溶融ジェット分裂モジュール (JBREAK) の開発

規制庁が貸与するモジュール(貸与品リスト参照)に対して、溶融ジェット及び周囲流体場の相互作用による分裂及び液滴発生、キャッチャ上でのデブリ 堆積及び集積デブリ形成、プール水中の速度場を求めるDPCOOLとのカップリングによる液滴落下飛跡追跡及び滴の冷却等に関するモデルを組み込むため、以下の機能拡張を行う。

4.5.1. 溶融ジェットモデル及び液滴モデルの機能拡張改

(1) 液滴及び液塊モデルの改良

(i) フォークトモデルの改良

過年度に組み込みを行ったフォークトモデルは、全粒子に対して接触力を考慮することで液滴同士の重なりを防いだ。今年度は、溶融している液滴には付着力を考慮することで液滴又は粒子との相互作用を扱うようにモデルを改良する。

(ii) 液滴粉砕モデルの開発

DEFOR-A 実験では、液滴表面の沸騰様式が膜沸騰から核沸騰へ遷移する際に局所的な熱応力が発生し液滴が粉砕する事が示唆された[6-7]。そのため、過年度に組み込みを行った沸騰曲線モデルに基づき膜沸騰から核沸騰へ遷移した際に液滴群に含まれる液滴の直径及び個数を変化させるモデルを組み込む。この時、液滴の変化させる割合、変化後の個数及び直径はユーザー入力とし、別途規制庁が指示する。

(iii)液塊の分裂モデル

既存のモデルでは液塊の分裂が考慮できていないため、液塊に対して新たに Rayleigh-Taylor 不安定性モデルを適用し、液塊の分裂を考慮できるようにモデルを改良する。

(2) 集積モデルの改良

(i) ケーキ状集積デブリ

DEFOR-A 実験の中で最も初期溶融物過熱度が高いケース 27 における水面から近いキャッチャでは、下部にはポロシティが小さいケーキ状の集積デブリ(以下、「ケーキ状集積デブリ」という。)、上部には複数の液滴が結合したポロシティが大きい火山岩状の集積デブリ(以下、「火山岩状集積デブリ」という。)が計測された[6]。本モジュールに組み込まれている改良Kudinov 拡がりモデルは、液滴を固相率の昇順に 3 段階(固化液滴/微固化液滴/再流動可能液滴)に分類し、再流動可能液滴は液滴外殼部の破損判定モデルによって液滴着床時の座屈圧力等に基づき液滴外殼部が破損し溶融物拡がりが発生するとしている。

DEFOR-A 実験結果を踏まえ、液滴外殻部の破損判定モデルとフォークトモデルと組み併せることで床面、溶融物クラストまたは粒子堆積層に衝突

した液滴の慣性を考慮し液滴外殻部が破損を判定するようにモデルを改良する。また、液滴外殻部の破損によって拡がる液滴内部の溶融物は最下層セルに再配置した後に集積の計算を行いポロシティが0のケーキ状集積デブリが形成するようにモデルを改良する。

(ii) DPCOOL とカップリングインターフェイスの開発

JBREAK から集積デブリ及び粒子の温度、ポロシティ等の情報を DPCOOL へ受け渡し集積デブリ及び粒子から形成される堆積層と周囲流体間の温度を評価するためのインターフェイスを開発する。この時、ケーキ状集積デブリはポロシティが 0 の固体デブリと仮定し、火山岩状集積デブリはポロシティがユーザー指定の粒子堆積層とする。図 4-4 に示すとおり以下の熱伝達を扱う事とする。

- a. ケーキ状集積デブリと火山岩状集積デブリの熱伝達
- b. ケーキ状集積デブリと粒子の熱伝達
- c. 火山岩状集積デブリと粒子の熱伝達
- d. ケーキ状集積デブリと周囲流体の熱伝達
- e. 火山岩状集積デブリと周囲流体の熱伝達

4.5.2. プール中での圧力スパイク発生モデルの組み込み

側面及び床面を剛壁により囲まれたプール中において、ユーザーが指定する時刻及び空間領域にて、瞬時に液滴の細粒化が発生することを仮定する。この際に以下の前提のもとで、DPCOOL とのカップリング解析により圧力スパイクの発生を求めるためのモデルを組み込む[8]。

- (a) 細粒化のタイミング、空間領域及び細粒化後の液滴粒子径分布はユーザー入力とする。
- (b) 細粒化により急増する伝熱面積に伴う伝熱量は、直接蒸発と液相温度上昇に 費やされると仮定するが、その比率をユーザー入力とする。
- (c) 壁面及び床面上に発生する圧力の時刻歴及びインパルスを評価する機能を付ける。

4.5.3. 妥当性確認のための機能追加

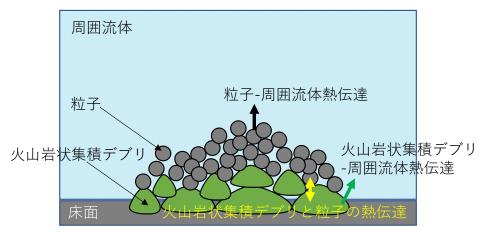
後述する 4.9 (4)に記載する妥当性確認のために必要な境界条件等の機能を追加する。

4.5.4. 物性値ライブラリとのリンク

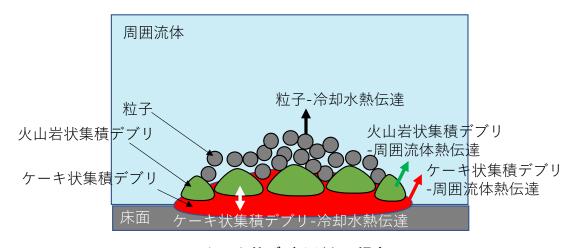
今回のモデル改良により必要な物性値は THERMAT との連携により評価する。そのためのインターフェイスを整備する。

4.5.5. 可視化ソフトとのリンク

計算結果の可視化のため、4.2.2 に挙げた可視化専用ソフトウエアにデータを提供する機能を組み込む。



ケーキ状デブリがない場合



ケーキ状デブリがある場合

図 4-4 JBREAK 改良の概念図

4.6. 物質相互作用モジュール (REMELT) の開発

本モジュールについては、「平成 30 年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発」において、相変化、共晶等の物質相互作用を伴う多孔質固体発熱体内の溶融相浸透現象をモデル化するための定式化及び離散化について、既往コードに基づく調査を行なっている。また、「令和元年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発」から、「令和 2 年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発」において、段階的に混相流動モデルを組み込んだプロトタイプバージョンを開発し、「令和 3 年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発」において本格的に物質相互作用モデルを組み込み、PHEBUS-FPT 実験に対する試解析を開始した。規制庁が貸与するモジュール(貸与品リスト参照)について以下の機能拡張を行う。

4.6.1. デブリベッド内溶融プールモデルの拡張

- 1) UO_2 - ZrO_2 の相互作用モデルの組み込み UO_2 と ZrO_2 の接触部における物質相互作用モデルを組み込む。
- (a) 本モデルは、燃料棒被覆管が健全な状態からこれが破損する状態において、 両物質の接触形態大きく変化することを考慮する。
- (b) 相互作用においては、酸化物ごとに液相線及び固相線が異なることを考慮 する。
- (c) ZrO_2 の相変化は ZrO_2 の融点において発生し、潜熱に応じて溶融速度及び固化速度が求められる。
- (d) ZrO_2 と接する UO_2 の割合は(a)のモデルに応じて求め、この部分の UO_2 の 溶融は準静的に発生すると仮定し、 UO_2 の溶融速度は ZrO_2 のそれに準じて求めるものとする。
- (e) 反応酸化物 UO_2 - ZrO_2 が固化又は溶融する場合、その相変化温度は THERMAT によって評価される UO_2 - ZrO_2 の固相線及び液相線を UO_2 - ZrO_2 割合によって補正して求める。固相 UO_2 の割合は補正された相線図と相境界温度の組成から得られる。

2) 崩壊熱源輸送モデルの組み込み

運転中に照射された UO_2 と ZrO_2 の相互作用に伴い、 UO_2 を主体とした酸化物内にとどまる分裂生成物の多くは UO_2 と共に輸送される。輸送される核分裂生成物の量は相互作用により ZrO_2 に取り込まれる UO_2 の量に比例すると仮定し、発熱源の空間分布に反映する。

3) 溶融物-クラスト間の熱伝達係数

溶融物とクラスト間の対流熱伝達については、図 4-5 に示すように、令和 2 年度「レベル 2PRA における重要現象に係るプラント挙動の評価基盤整備」において、溶融炉心ーコンクリート相互作用分野での既往研究調査から、適用可能性のあるモデルを複数選択し、数値流体解析による単相対流熱伝達係数の直接シミュレーション結果との比較を実施している。これに加えて、令和 3 年度

「レベル 2PRA における重要現象に係るプラント挙動の評価基盤整備」では、溶融デブリにおいてコンクリート反応ガスが発生し二相流状態となった溶融デブリの対流熱伝達を数値流体解析によって直接シミュレーションを実施している。これらの調査結果に基づき規制庁が指定する溶融物-クラスト間の複数の熱伝達係数モデルをコードに組み込む。これらの式は集中定数に基づき定式化されており、境界面温度及びバルク温度の考え方について、規制庁が指定する考え方に従うこととする。

4) UO2-Zr 相互作用モデルの組み込み

Zr を含む金属溶融物が固体 UO_2 を溶解する場合、 UO_2 に物質拡散する形態で進行すると考え、Hofmann らによる Arrhenius 式ベースの経験的相関式[9]により溶解速度が与えられる。 UO_2 の溶解速度から、固体状態から溶融状態の UO_2 への伝熱量を求める。

上記の溶融は、状態図により求められる U-Zr-O 系の共晶組成により決まった量に達すると停止するように溶解速度式を制御する。U-Zr-O の溶融と固化は、共晶組成を持ち、相境界温度は共晶温度として溶融/固化速度及び伝熱量を求める。

5) Zr酸化モデルの組み込み

規制庁が指示するモデルでは、炉心損傷後期の粒子化したデブリを仮定し、 組成は純粋な Zr のみならず、U-Zr-O 混合物が酸化することも考慮し、酸化率 に対しては複数のモデルパラメータを選択できるようにモデルを組み込む。

4.6.2. 妥当性確認のための機能追加

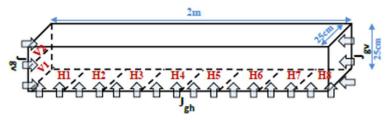
後述する 4.8 に記載する PHEBUS-FPT4 実験[10]に基づく妥当性確認のため に必要な境界条件に関する感度解析等の機能を追加する。

4.6.3. 物性値ライブラリとのリンク

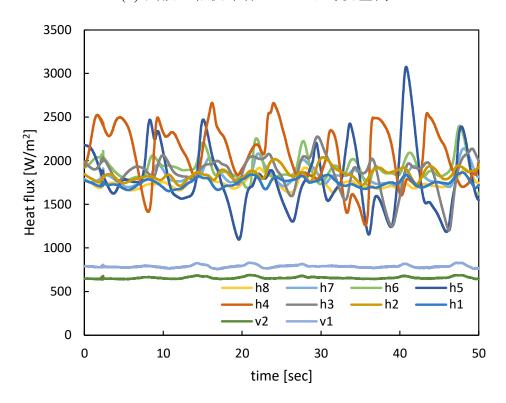
今回のモデル改良により必要な物性値は THERMAT との連携により評価する。そのためのインターフェイスを整備する。

4.6.4. 可視化ソフトとのリンク

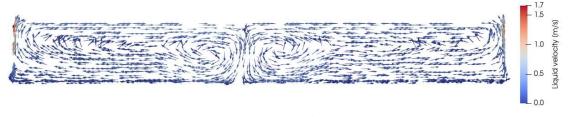
計算結果の可視化のため、4.2.2 に挙げた可視化専用ソフトウエアにデータを 提供する機能を組み込む。



(a) 気液二相流条件のメルト対流空間



(b) 気液二相流条件のメルト対流下での熱流東分布



(c) メルト対流時の速度ベクトル

図 4-5 メルト内対流による熱伝達係数の概念

4.7. MELCOR-THERMOS インターフェイスプログラムの拡張

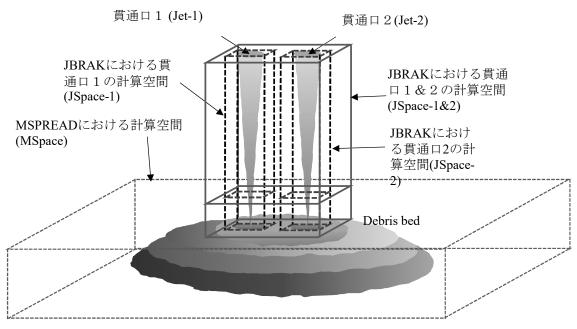
本プログラムには、履歴作成プログラム及びJBREAK-MSPREADカップリングに関わる機能が含まれる。本プログラムついては、「令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発」において、処理プログラムが計算する組成ごとの放出質量が整合すること、放出組成としての制御棒材B4Cの考慮、溶融デブリと粒子状デブリが同じ貫通孔から同時に放出する場合の組成ごとの速度、及び貫通部断面積の分配等についてモデルを拡張した。規制庁が貸与する本プログラム(貸与品リスト参照)について以下の機能拡張を行う。

4.7.1. コード間にて受け渡される材料及び組成に関わるデータの出力機能

- a. MELCOR における複数材料と相(溶融相及び固相)の組み合わせから成る組成は、JBREAKでは均質な溶融相と固相に再構成されるが、任意時刻においてこの組成変換に関わる情報を出力させる。
- b. JBREAK の均質な溶融相と固相は、ジェットが床面と衝突した時点において、固相の一部(その割合はユーザーが指定する)は粒子層として堆積し、残りは懸濁粒子として溶融相と共に床面上に拡がる。任意時刻においてこの組成変換に関わる情報を出力させる。
- c. 上記のコード間の組成関連データの変換・受け渡しの結果として、粘性係数を始めとした物性値及び崩壊熱による出力密度が変換後の組成において適切に処理されていることを示す情報の出力機能を組み込む。 JBREAK及びMELTSPREADにおいては、Paraviewによる図化において、以上の出力を可視化する機能を組み込む。

4.7.2. 下部ヘッド複数貫通部の合体モデルの組み込み

- a. 令和3年度までの MELCOR-JBREAK インターフェイスでは、下部ヘッドに複数の貫通口が同時に発生した場合において、これらを等価な断面積を有する単一円形貫通口に置き換えていた。今回のモデル改良では、図4-6に示すように下部ヘッドの貫通口数及び配置を JBREAK の計算空間において維持し、ここから複数の溶融ジェットが放出され床面に衝突する過程を扱えるようにする。
- b. 貫通口は、高温溶融物により侵食によって拡大する。ここでは、侵食による拡大率に関して、MELCORと同等のモデルをインターフェイスプログラムに組み込む。さらに、隣接する貫通口が拡大して結合し、より大きな貫通口になることを考慮し、貫通口結合前後でデブリの放出量が整合するようモデルを拡張する。



(a) 複数貫通口からの放出のメッシュ体系

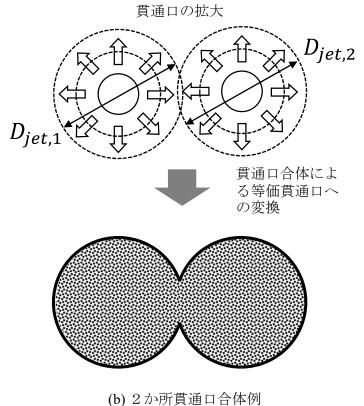


図 4-6 複数貫通口合体のモデル化概念

4.8. 物性値ライブラリの整備

4.9. 妥当性確認及び動画作成

各モジュールに対して、以下の内容に従って実験解析に基づく妥当性確認を 実施し、動画を作成する。動画は (.wmv, .mp4, .asf, .avi, .m4v, .mov, .mpg, .mpeg 等) で作成し、パワーポイントに挿入する。動画作成に当たって必要な各モジュールの実行形式及び入力は規制庁が提供する。また、妥当性確認に必要な諸条件は規制庁が指定する。

4.9.1. 妥当性確認における基本方針

本作業において実施する妥当性確認の一覧を表4-1にまとめる。妥当性確認における解析時間は、原則として注目する現象が整定するまでとするが、検証された範囲を超える条件が設定され、数値的に収束が困難な場合が想定されるか、実験を完全に再現するには極めて長時間の解析を要する場合には、この条件は目標とする。目標達成が困難と判断される場合、数値解析手法の改良、解析条件の変更等により解析の継続を試みるが、規制庁がそれを適切と判断する場合には、途中までの解析を採用し、そこまでに得られた知見から妥当性確認を行う。場合によっては規制庁の指示により、合理的な解析法に変更する場合がある。また、規制庁が必要と判断する場合には、予測性能と予測計算時間に関する感度解析を実施し、これに基づきモデル規模を設定し、結果として得られた計算時間について記載する。

4.9.2. DPCOOL による粒子デブリ冷却性実験解析

規制庁は、二相プール中における粒子層-構造壁面の接触熱伝達に関する実験を実施している。本実験では、図 4-7(a)に示すような粒子状模擬デブリを 3D-CAD により整形し、これを図 4-7(b)に示す体系にてステンレス壁面との接触を維持し、一定の押圧力を維持しつつ、粒子層側の外側境界を加熱し、粒子層から壁面への伝熱量を測定する。

実験において可変となるパラメータとしては、

- (a) 粒子径
- (b) 粒子配列 (ポロシティ)
- (c) 実効接触面積
- (d) 気体発生量(加熱量及)

が考えられる。また、DPCOOLにおいて可変するパラメータとして、

(e) 流動様式

が考えられる。

本作業では、これらの DPCOOL に追加された感度解析機能を用いて、これらの可変パラメータの変化に対する熱流束を解析する。表 4-2 の解析条件に基づき 5 ケース程度の解析を実施する。粒子デブリの物質及び特性(熱伝導率、硬度、表面粗さ)は規制庁が解析実施までに指示する。

4.9.3. MSPREAD による PULiMS 実験解析

規制庁は、スウェーデン王立工科大(以下、KTH という)において PULiMS 実験を実施した [5-6,11-15]。本実験では、図 4-8 (a)及び(b)に示すように、高さ $0.2\,\mathrm{m}$ 、及び一辺が最大約 $1.6\,\mathrm{m}$ (対称性に依存)の直方体の金属フレーム、及び SUS 床面により構成した透明壁面容器で形成し、内部に深さ約 $0.2\,\mathrm{m}$ の水を貯め、混合酸化物($\mathrm{Bi}_2\mathrm{O}_3$ -WO $_3$ 共晶組成:融点 $1143\,\mathrm{K}$)の高温溶融物を高さ約 $0.3\,\mathrm{m}$ より落下させ、床面上の拡がり挙動に関するデータを取得した。

実験セクションは、360度(正方形:中心落下)、プール内にクォーツ壁面を用いた仕切った 180度及び 90度(矩形:周辺落下)の3体系にて実施し、溶融物のプール内の落下及び床面上の拡がり履歴をビデオ撮影すると共に、床面に多数設置した熱電対により溶融物の到達時間、内部温度、プール温度等を測定した(図4-9(a))。さらに、実験後のデブリベッドの3次元表面形状をレーザースキャナにより数値化し(図4-9(b))、これに基づきデブリベッドの体積、表面積、及びポロシティを見積もった。

本作業では、非等方性拡がりが顕著であった実験ケース E10 について、前述の 4.4.1 から 4.4.3 のモデルを組み込んだ効果を解析により確認するために表 4-3 の解析条件に基づき 2 ケース程度の解析を実施する。

4.9.4. MSPREAD による OECD/ROSAU/MST 実験予備解析

OECD/NEA/ROSAU プロジェクトでは、プロトタイプコリウムを用いた水中溶融物拡がり実験 MST を米国アルゴンヌ国立研究所(以下、ANLという)にて実施予定である。本実験では、テルミット反応にて生成された溶融コリウムと溶融金属を混合し、これを予め水張りを行ったセクター状の流路に放出し、水中における溶融物拡がりに関するデータを取得する計画である。

本項目では、表 4-4 の解析条件に基づきダムブレーク方式によるコリウム放出を行う1ケース目の実験 (MST-1)及び溶融ジェット放出方式によるコリウム放出を行う2ケース目の実験 (MST-2)を以下の要領にて予備解析を実施する。本予備解析実施時において、比較対象とすべき実験結果が終了していない可能性があるため、表 4-1 にまとめるように、2ケースの実験について、合計で3ケースの解析を実施する。実験装置の体系については規制庁が実施時に指示する。また、実験結果との比較は行わない。

4.9.5. JBREAK による DEFOR-A 実験解析

規制庁は、KTH において DEFFOR-A 実験を実施した [5-6,11-15]。本実験装置は、図 4-10 (a)及び図 4-10 (b)に示すように、幅 500 mm、奥行 500 mm、高さ 2000 mm の金属フレームの透明壁面容器で形成され、軸方向の 3 か所にキャッチャが設置されている。本実験では、実験装置を一定高さの水で満たし、混合酸化物 $(Bi_2O_3\text{-WO}_3$ 共晶組成:融点 1143 K) の高温溶融物を落下させ高速度カメラによってジェットのブレイクアップ、液滴の拡散及びキャッチャでの溶融物挙動を可視化撮影した。

また、図 4-11(a)及び図 4-11(b)に示すように 3 箇所のキャッチャ及び床面に

おいて堆積したデブリベッドに対して、粒径分布、ポロシティ及び集積デブリ質量に基づく集積割合(図 4-11 (a))を測定し、実験後の各キャッチャ及び床面上のデブリベッドの 3 次元表面形状をレーザースキャナにより数値化した(図 4-11 (b))。

本作業では、表 4-5 の解析条件に基づき溶融物過熱度に基づき DEFOR-A 実験から A23,24,26 及び A27 条件について、前述の 4.5.1 のモデルを組み込んだ効果を解析により確認するために 8 ケース程度の解析を実施し、プール温度履歴、堆積した粒子状デブリ及び集積デブリ質量、集積割合、粒径分布及びデブリベッドの 3 次元表面形状について評価する。尚、4.5.5 章に記載の JBREAK-DPCOOL とカップリングによる集積デブリ及び粒子の冷却計算はインターフェイスの開発状況によっては、妥当性確認において適用が難しい場合はある。この際には、本機能について課題を整理することする。

4.9.6. JBREAK-DPCOOL による TROI 実験解析

OECD/NEA/SERENA プロジェクトでは、プロトタイプコリウムを用いた FCI 実験 TROI を韓国 KAERI にて実施した。図 4-12 に示す通り本実験では、約 3000K に誘電加熱した溶融物を約 1.0 m の水中へ放出した後に外部トリガーにより FCI を発生させ、可視化撮影、インパルス及び圧力計測等を実施した。

本作業では、表 4-6 の解析条件に基づきメルト先端位置、ボイド率、圧力、インパルス等のパラメータに着目し JBREAK-DPCOOL の練成解析を 2 ケース 実施する。実験装置の体系及び解析条件については解析実施時に規制庁が指示する。

4.9.7. REMELT による PHEBUS-FPT4 実験解析及び動画作成

フランス放射線防護原子力安全研究所(以下、「IRSN」という。)が実施した PHEBUS-PFT4実験[10]では、SA後期において粒子化したコリウムが再溶融し、 さらに溶融プールを形成する様子が観察された。そのため、総合的効果として REMELT コードの妥当性確認を行うことに適していると考えられる。

ここでは、同実験の予備解析として、複数の炉心溶融模擬コードが試解析を実施した体系に対して REMELT による試解析を実施する。計算体系は図 4-1(a) に示すように、半径 34 mmの円筒型炉心の上部が主に出力を受け持つ UO_2 と ZrO_2 の粒子層であり、粒子径は 4 mm、ポロシティは 0.53 とされる。また、下部には劣化 UO_2 を用いた粒子サイズ 4 mm、及びポロシティ 0.47 の粒子層が配置される。これらの燃料領域は、ジルカロイ管、 ThO_2 壁、多孔質 ZrO_2 (HfO_2)、より緻密な ZrO_2 、そしてインコネルで囲まれる。炉心は核加熱により加熱され、同時に流入温度 165° C、圧力 2 bar にて水蒸気及び水素を通すことにより冷却する。

ここでは、図 4-13 に基づき REMELT の入力を作成するが、この際に ThO_2 壁より外側の領域については、熱伝導特性を考慮の上、モデルを単純化することとする。以上により、表 4-1 にまとめるように、ベースケース及び前述の 4.6.1 「デブリベッド内溶融プールモデルの拡張」において、規制庁が指示するモデルパラメータに関する感度解析を合わせて、合計で 4 ケースの解析を実

施する。

4.9.8. 福島第一原子力発電所デブリ解析

過年度において実施した福島第一原子力発電所 1 号機及び 3 号機の MELCOR 解析結果を用いて、ペデスタル床面上におけるデブリ拡がり面積、 温度分布、粘性係数及び 2 つのサンプへの流入デブリ質量に着目し、JBREAK-MSPREAD カップリング解析を用いた感度解析を実施する。

解析を進める過程において課題が認識された場合には、規制庁との協議により、同等の成果が得られるように解析条件及び解析ケース数を変更する可能性がある。JBREAK 及び MSPREAD による解析では、計算が収束しない等の問題が発生する場合がある。解析が目標とする時間まで到達しない場合でも、そこから現象的考察に資する情報が得られたと規制庁が判断する場合には、それを終了したものとみなすことがある。解析における解析条件を以下にまとめる。

(I) 共通条件

- a. 計算体系は、図 4-14 に示す福島第一原子力発電所 1 号機及び 3 号機を 模擬したペデスタル及びドライウェルとする。ペデスタル内及びドライウ ェル内の寸法は規制庁が与える。また、令和 2 年度に作成した暫定寸法に 基づく 1 号機及び 3 号機のベースモデル(ポーラスメディアに対応)につ いて規制庁が貸与する。
- b. 令和元年度の実績を踏まえて JBREAK 及び MSPREAD は直交メッシュに 基づきモデル化する。そのメッシュサイズは規制庁が指定した 1 種類を採 用する。
- c. 4.4.2 章に記載の JBREAK と MSPREAD のインターフェイス手法を適用する。
- d. 解析時間は、溶融デブリの拡がりが収束したと判断できるタイミングとする。
- e. ペデスタル床面上のサンプへの溶融デブリ流入をモデル化する。その際に、サンプ開口部には規制庁が提示する形状の遮蔽物を設ける。
- f. ペデスタルスリットからドライウェルへの流出をモデル化する。その際に、ペデスタルスリットの床面には規制庁が指示する形状の堰を設ける。
- g. ペデスタル内には、溶融デブリの落下に影響を及ぼす構造物は存在しない ものと考える。
- h. MSPREAD による VULCANO-VEU7 解析結果に基づき Ramacciotti model の 固相率係数及び床面への接触熱抵抗を決定する。[16]
- i. コンクリート侵食については考慮しない。

(II) 感度パラメータ

- a. 対象号機は福島第一原子力発電所 1 号機又は 3 号機とする。
- b. 近接して破損口が発生した場合には、落下中における複数ジェットの干渉 及びペデスタル床面上に複数のジェットが落下しデブリベッドを形成す

る挙動を扱う。また、破損口数の増減(新たな破損口の発生又は複数の破損口が侵食による合体)に伴うジェット落下速度の変化を考慮する。

- c. 溶融ジェット落下位置は、キャビティ中心又はスリット出口近傍とする。
- d. 床面で拡がるデブリは、完全分離、完全混合及び 4.1.1 に記載の溶融相-固相混合流体とする。固液混合相の場合、令和 2 年度に機能拡張した固液分離流動モデルを使用し、粒子の堆積にはフォークトモデルを適用する。粒子径はユーザー入力とし、具体的な値は実施時に規制庁が指示する。
- e. 過年度に開発したサンプ蓋侵食モデルについては有効又は無効とする。溶融物が間欠落下する場合は、それぞれのサンプ蓋に溶融物が堆積してから浸食を計算し、2つのサンプの時間差での浸食を考慮する。サンプ蓋の厚みと材質等はユーザーによって入力し、具体的な値は実施時に規制庁が指示する。
- f. 4.4.3 章に記載の溶融ジェットの複数回落下に対するモデルを適用する。

以上により、1 号機について 10 ケース程度及び 3 号機について 5 ケース程度、合計 15 ケース程度の THERMOS 解析を行う。

表 4-1 動画作成、妥当性確認項目及び比較項目例

I : DPCOOL		
対象とする実験	整理すべき項目例	文献
粒子状デブリ冷却性実験	熱流束と感度パラメータの	規制庁が条件
合計:5ケース程度	関係性	及びデータを提
(表 4-2)		供
		[17]
II: MSPREAD		
対象とする実験	整理すべき項目例	文献
NRA-KTH による PULiMS	溶融物の先端移動、拡がり	規制庁が条件
E10	面積変化、プール温度履歴、	及びデータを提
合計:2ケース程度	及びデブリベッドの 3 次元	供
(表 4-3)	表面形状	[5]
ANL-MST 実験予備 MST-1	溶融物の先端移動、拡がり	規制庁が条件
及び MST-2	面積変化、プール温度履歴、	及びデータを提
合計: <u>3 ケース</u>	コンクリートガス発生量、	供
(表 4-4)	及びデブリベッドの 3 次元	
	表面形状	
II: JBREAK		
実験	比較項目	文献
NRA-KTH による DEFOR-A	プール温度履歴、堆積した	規制庁が条件
合計: <u>8 ケース程度</u> (A23:	粒子状デブリ及び集積デブ	及びデータを提
2 ケース程度,A24:2 ケース	リ質量、集積割合、粒径分布	供
程度、A26:1 ケース程度、	及びデブリベッドの 3 次元	[5,14]

A2:3 ケース程度	表面形状	
(表 4-5)		
実験	比較項目	文献
KAERI-TROI 試験	メルト先端位置、ボイド率、	規制庁が条件
合計 2 ケース	圧力の時間変化及びインパ	及びデータを提
	ルスの時間変化	供[18]
III: REMELT		
実験	比較項目	- /
· · ·	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	文献
IRSN-PHEBUS-FPT4に関す	溶融プールの形成過程	[10]
	De la calacteria	
IRSN-PHEBUS-FPT4に関す	溶融プールの形成過程	
IRSN-PHEBUS-FPT4に関す る基本入力の作成と試験解	溶融プールの形成過程 炉心中の水蒸気、水素流速	
IRSN-PHEBUS-FPT4に関する基本入力の作成と試験解析	溶融プールの形成過程 炉心中の水蒸気、水素流速 分布	
IRSN-PHEBUS-FPT4 に関する基本入力の作成と試験解析 合計: <u>4 ケース</u>	溶融プールの形成過程 炉心中の水蒸気、水素流速 分布 出力上昇ステップごとの炉	[10]

表 4-2 粒子デブリ冷却性実験解析条件の例 [17]

パラメータ	値
粒子径	
粒子配列	
(ポロシティ)	具体的な値及びパラメータの組み合わせについては規
実効接触面積	制庁が実施時に指示する。
気体発生量(加熱量及)	
流動様式	

表 4-3 PULiMS 実験解析条件の例 [5]

	E10
溶融物	Bi ₂ O ₃ -WO ₃ 共晶組成 (融点=869 ℃)
流入温度	概ね 910 ℃
溶融ジェット直径	20 mm
ノズル高さ	概ね 0.26 m~0.29 m
溶融ジェット放出期間	実験条件に準じる
溶融ジェット平均流量	実験条件に準じる
プール深さ	実験条件に準じる
プール水温	実験条件に準じる

表 4-4 MST 実験解析条件の例 (参考)

パラメータ	値
溶融物	具体的な値については規制庁が実施時に指示す
基盤材質	る。

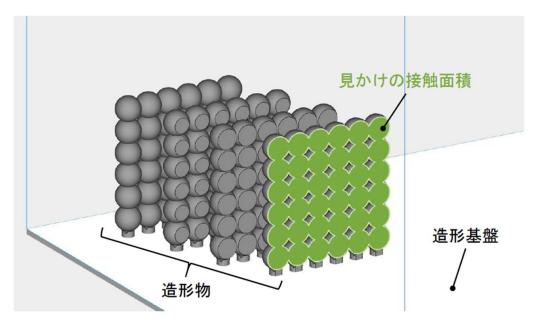
流入温度
溶融ジェット直径
ノズル高さ
溶融ジェット放出期間
溶融ジェット平均流量
プール深さ
プール水温

表 4-5 DEFOR-A 実験条件(参考) [5,14]

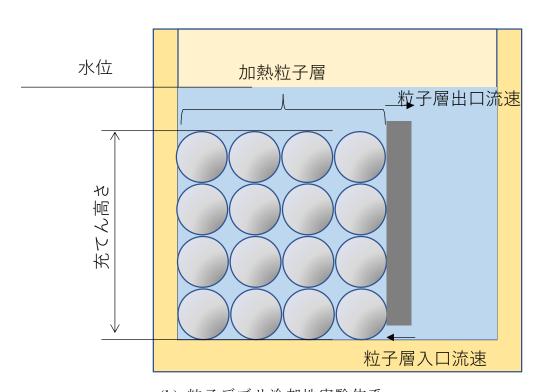
	数 15 DETOK A 大阪 米 [(多切) [5,14]					
	A23	A24	A26	A27		
溶融物	Bi ₂ O ₃ -WO ₃ 共晶組成 (融点=869 ℃)					
流入温度	概ね	概ね 970 ℃	概ね	概ね		
	1000 ℃		1030 ℃	1070 ℃		
溶融ジェット直		概ね 20 m	m∼34 mm			
径						
ノズル高さ	概ね 1.7 m~1.8 m					
自由落下高さ	概ね 0.17 m~0.2 m					
溶融ジェット放	概ね 5 sec~9 sec					
出期間						
溶融ジェット平	概ね 0.5 1/sec~0.6 1/sec					
均流量						
プール深さ	概ね 1.5 m~1.6 m					
プール水温	概ね 340 ℃~360 ℃					

表 4-6 TROI 実験解析条件の例(参考)

パラメータ		値
溶融物	組成	
	質量	
	温度	
溶融ジェット	直径	
溶融ジェット	速度	具体的な値については規制庁が実施時に指示す
プール	深さ	兵体的な値については税前が 天旭時に指が y る。
	温度	<i>′</i> ∂ ₀
封入気体	物質	
	圧力	
トリガー	タイミ	
	ング	

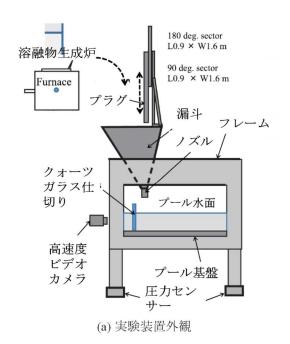


(a) 粒子状模擬デブリ概念図



(b) 粒子デブリ冷却性実験体系

図 4-7 粒子デブリ冷却性実験解析モデルの概念 [17]

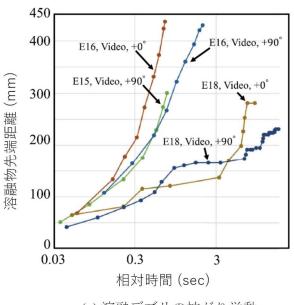


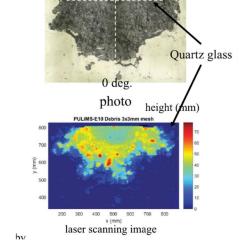


(b) 溶融物生成炉、ファンネル、注入ノズル

+90 deg.

図 4-8 PULiMS 装置 [5]



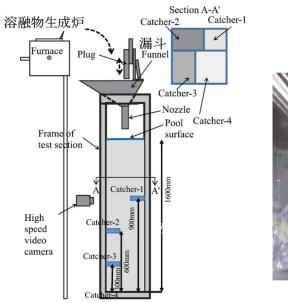


-90 deg.

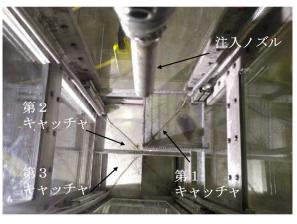
(a) 溶融デブリの拡がり挙動

(b) 実験後のデブリベッド (E10)

図 4-9 PULiMS 実験結果例 [5]



(a) 実験装置外観



(b) 注入ノズル及びキャッチャ

図 4-10 DEFOR-A 装置 [5,14]

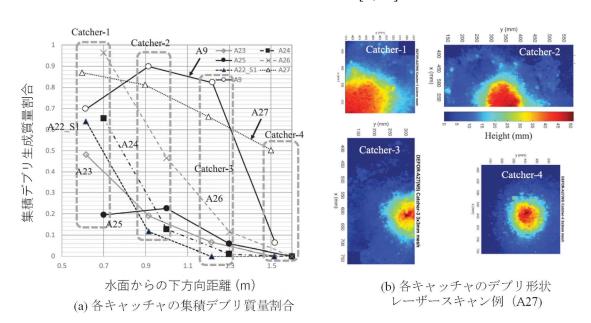


図 4-11 DEFOR-A 実験データ例 [5,14]

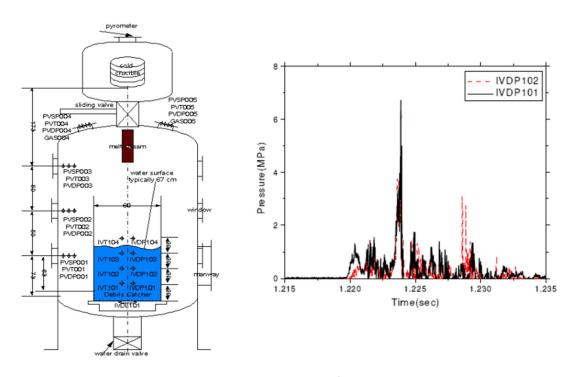


図 4-12 TROI 実験装置及びデータ例 [18]

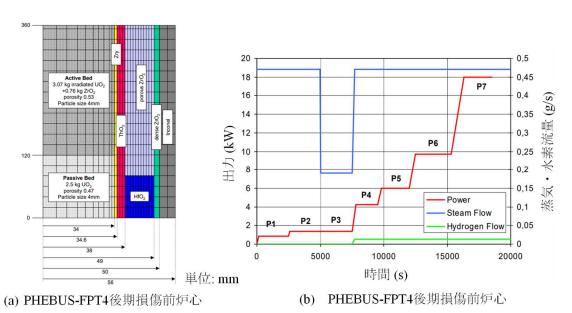


図 4-13 PHEBUS-FPT4 実験開始前炉心体系、出力及び水蒸気・水素流量履歴 [10]

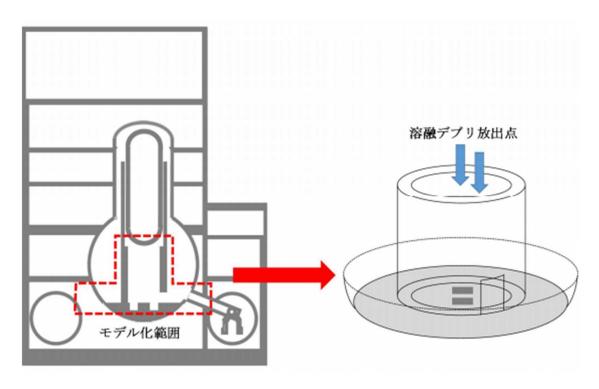


図 4-14 福島第一原子力発電所 1 号機及び 3 号機解析体系概要図

4.10. 解析コードに関する技術文書の改訂

以上で開発した各解析のモジュールのうち、DPCOOL、MSPREAD、JBREAK、及び REMELT について、理論マニュアル、プログラムマニュアル、ユーザーズマニュアル、並びに検証及び妥当性確認マニュアルを、本年度作業結果を踏まえて改訂する。また、物性値ライブラリについて、理論マニュアル及びプログラムマニュアルを作成する。これらの文書は、過年度技術報告書等の記載を改訂し、本年度作業が終了した時点における解析コードの状態を表すものとして作成する。特に、4.2 で行った詳細設計修正の結果については、変更部分が認識できるように改訂する。文章全体として、以下の要件を満足すること。

- (1) 数値化する上で必要な保存式及び構成方程式等の定式化が記載され、必要な変数について根拠及び導出法が示されていること。
- (2) 空間離散化及び時間離散化の考え方が示され、これに伴う数値誤差等に関する措置について記載されていること。
- (3) 組み込まれる複数モデル間のインターフェイス、入出力等が記載されていること。
- (4) 組み込まれるモデル及び数値化手法に関して、記載内容と出典となる文献の関係が正確に記載されていること。

各文書の記載に当たっての要件を以下にまとめる。これらの記載要件については、作業量を勘案し、規制庁の判断により変更する場合がある。

① 理論マニュアル	現状のモジュールにおいてオプションとして用い
	られているモデルを含み記載すること。既にプログ
	ラムから削除したモデル等については文書から削
	除すること。
② プログラム	現状のモジュールにおいてコールされているルー
マニュアル	チン系統図(主なローカル変数説明)、ルーチン機
	能説明、ルーチン間で共有する変数説明を含むこ
	と。
③ ユーザーズ	現状のモジュールにおいて使用可能な全てのモデ
マニュアル	ル、オプション等を反映すること。既に使われなく
	なった機能については、記述は残し、使用不可を明
	示する。
④ 検証及び妥当性確	過去バージョンで実施した解析を残し、使用したバ
認マニュアル	ージョン(納品年度、解析実施年度等)を記載する。

各文書には、改訂来歴表が含まれており、それを改訂内容に合わせて変更する。令和5年3月15日までに、作成した解析コードに関する文書を用いて報告を行う。技術資料の作成の際は下記に留意すること。

- 用語、略号は統一し、一般的でない部分は初出のところで説明する。
- SI 単位系を原則とする。

- 基礎式、相関式を正確に記述し、必要な場合は説明をつける。
- オリジナリティ、著作権に関わる部分は引用文献を明記する。

4.11. 技術報告書作成

上記の 4.1 項から 4.10 項の作業内容を取りまとめ、技術資料を作成する。令和 5年 3月 15日までに、作成した技術資料(案)を用いて報告を行う。

貸与品リスト

No.	品名
1	過年度技術報告書等
2	高温溶融物ジェット分裂、デブリベッド形成、冷却、再溶融、物質相
	互作用等に関する文献
3	THERMOS ソース、サンプル入出力、マニュアル類
4	MELCOR-THERMOS インターフェイスプログラムソース、サンプル入
	出力
5	参考文献:高温溶融物ジェット分裂、デブリベッド形成、冷却、再溶
	融、物質相互作用、PHEBUS-FPT4 実験等
6	過年度委託研究報告書
	「粒子状デブリ冷却性実験」

(参考文献)

- 表 1. T. Fukuoka and Q. Xu, "Evaluations of thermal contact resistance in an atmospheric environment, Transactions of the Japan society of mechanical engineers, series A", Vol. 65, No. 630, 1999.
- 表 2. T. Fukuoka, M. Nomura, and A. Yamada, "Evaluation of thermal contact resistance at the interface composed of dissimilar materials, Transactions of the Japan society of mechanical engineers, Series A", Vol. 76, No. 763,2010.
- 参 3. Schmidt, W. "Influence of Multidimensionality and Interfacial Friction on the Coolability of Fragmented Corium. Doctoral Thesis. Institut für Krnenergetik und Energiesysteme", IKE 2-149, ISSN-0173-6892,2004.
- 参 4. M. Ramacciotti, C. Journeau, F. Sudreau, G. Cognet, "Viscosity models for corium melts", Nuclear Engineering and Design 204, 377-389,2001.
- 5. Division of Nuclear Power Safety," Investigation of cooling phenomena of high temperature molten core Phase-IV: Remelting of multi-component debris (REMCOD), debris bed formation (DEFOR), pouring and underwater liquid melt spreading (PULiMS), Royal Institute of Technology",2021.
- 参 6. Ditto. "Extended Phase: Investigation of important phenomena related to cooling phenomenon of high temperature melting core and expansion of the validation database", Royal Institute of Technology,2021.
- 参 7. P.Kudinov, et al., "Molten Oxidic Particle Fracture during Quenching in Water", 7th International Conference on Multiphase Flow ICMF 2010,2010.
- 参 8. K.Moriyama, Y. Maruyama and H. Nakamura, "Steam explosion simulation code JASMINE v.3 User's Guide", JAEA-Data/Code, 2008.
- 参 9. P.Hofmann, "The kinetics of the uranium dioxide—Zircaloy reactions at high temperatures", Journal of Nuclear Materials, Volume 87, Issues 2-3, 1, 1979

- 参 10. M.Buck, "Modelling of the Late Phase of Core Degradation in Light Water Reactors", IKE 2 153, 2007.
- 参 11. Division of Nuclear Power Safety, "Investigation of cooling phenomena of high temperature molten core Phase-I: Establishment of Experimental Plan and Experimental Facility", Royal Institute of Technology,2019.
- 参 12. Ditto. "Phase-II: Melt-coolant interaction experiments on melt spreading under water", Royal Institute of Technology,2019.
- 参 13. Ditto. "Phase-III: Commissioning and exploratory test series of REMCOD-1 facility. Second series of experiments on debris bed formation and liquid melt spreading", Royal Institute of Technology, 2020.
- 参 14. Ditto. Phase-V: "Modification of the Facilities and Third Test Series of Separate Effect Studies", Royal Institute of Technology, 2019.
- 参 15. Ditto. "Phase-VI: Post-test Analysis of PULiMS and DEFOR tests and Test Series of REMCOD", Royal Institute of Technology,2020.
- 参 16. Hotta, A., et al., "Development of a horizontal two-dimensional melt spread analysis code, THERMOS-MSPREAD Part-2: Special models and validations based on dry spreading experiments using molten oxide mixtures and prototype corium", Nuclear Engineering and Design, Vol. 387, 111598, 2022.
- 参 17. 令和 3 年度原子力規制庁委託成果報告書「原子力施設等防災対策等 委託費(粒子状デブリ冷却性実験)事業」
- 参 18. OECD/NEA/CSNI, "OECD RESEARCH PROGRAMME ON FUEL-COOLANT INTERACTION STEAM EXPLOSION RESOLUTION FOR NUCLEAR APPLICATIONS SERENA Final Report",2006.

5. 実施工程

実施工程を以下に示す。

〔 実 施 工 程〕

実施項目			令和3年	E度		令	和4年	度
天.旭	8	9	10	11	12	1	2	3
① 関連文献整理に関する情								
報の整理	←	-						
②解析コード詳細設計の改								
訂	+	-						
③ 二相プール中発熱粒子層								
伝熱熱流動モジュール		←						
(DPCOOL) の開発								
④ 溶融物拡がりモジュール		1						
(MSPREAD) の開発								
⑤ 溶融ジェット分裂モジュ		1						
ール(JBREAK)の開発								
⑥ 物質相互作用モジュール							_	
(REMELT)の開発								
⑦ MELCOR-THERMOS イン								
ターフェイスプログラム		lacktriangle			→			
の拡張								
⑧ 物性値ライブラリの整備		←					>	
⑨ 妥当性確認及び動画作成					+		→	
⑩ 解析コードに関する技術								
文書の改訂								
⑪ 技術報告書作成						—		
					\triangle			\triangle

△:報告会(12月に中間報告、3月に最終報告を行う)

6. 実施場所

本作業は受注者の作業場所にて行う。

ただし、4.9.7 において MELCOR 解析に関連する作業を実施する場合については、規制庁の SE 室エリアにて行う。

7. 実施体制及び実施責任者

- (1) 実施体制
 - 受注者は実施体制図を発注者に提出すること。
- (2) 実施責任者
 - (a) 発注者側:原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)

- (b) 受注者側:本事業を統括する実施責任者の役職、氏名を実施体制図に 明示すること。
- 8. 納入品目、数量、納入場所及び納入時期

(1)提出図書

受注者が規制庁の承認を受けるため、又は規制庁に報告するために提出する図書、書類の提出時期及び部数は、次のとおりとする。

提出図書一覧

		ш ш п	<i>7</i> 0		
	提出書類	提 出 部 数*1	提出期日	承認	備考
1	実施体制図	1	受注時及び変更時	要	
2	情報セキュリティに関する書 面	1	受注時		*2
3	実施計画書	1	受注後1週間以内 及び変更時	要	*3
4	品質保証活動計画書	1	受注後1週間以内	要	*4
5	品質保証活動報告書	1	納入時	要	*5
6	技術資料	1	納入時	要	*6, *7
7	公開用技術資料	1	納入時	要	*6, *7、*8
8	解析コードに関する文書	1	納入時		*6. *7
9	DPCOOL/MSPREAD/JBREA K/REMELT/その他関連ライ ブラリ等に関するプログラ ムソース及びサンプル入力 及び出力	1	納入時		*6. *7
10	納品書	1	納入時		
11	完了届	1	納入時	要	

*1: 承認返却分を含まない。

*2:11. (1)参照

*3: 工程表を含む。

*4:9. 参照

*5: 品質保証活動計画書に基づいて行う品質保証の活動記録を示したもの。

*6:納入媒体について、紙を1部提出すること。 電子媒体については、規制庁が指定した方法で提出すること。

*7:規制庁が指示する提出物を含む電子媒体(DVD 又は CD)3部を提出すること。(ファイルの作成者等の個人情報を削除すること)

*8:4-8(3)国際プロジェクトである ROSAU の MST 解析及び 4-8(7)福島第一原子力発電所における MELCOR 及び THERMOS 解析の部分は守秘義務協定順守のために削除すること。

(2) 納入時期及び納入場所

a.納入時期 : 令和4年3月18日

b.納入場所 : 原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル15階

9. 品質保証活動

品質保証活動計画書には次の事項を記載すること。

品質保証活動計画書には次の事項を記載すること。

- (1) 品質管理体制
 - · 受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。
 - ・ 品質管理部署は作業実施部署と独立していること。
 - ・ 実施責任体制が明確となっていること (実施責任者と品質管理責任者 は兼務しないこと)。
- (2) 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法(チェック時期及びチェック内容)が明確にされていること。

(3) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

受注者は品質保証活動計画書に基づいて品質保証活動を行い、成果物の納入時に品質保証活動確認書を提出すること。また、原子力規制庁担当者が必要に応じて行う品質管理作業に関する監査を受け入れること。

10. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、8.に記載の提出書類が全て提出されていることが確認できることをもって検収とする。

11. 情報セキュリティの確保

受注者は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係わる情報セキュリティ 対策とその実施方法及び管理体制について規制庁担当者に書面で提供 すること。
- (2) 受注者は、規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための処置を講じること。

- (3) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分とみなされたとき又は受注者において請負業務に係わる情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。 また、請負業務において受注者が作成した情報については、規制庁担当からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受注者が、規制庁の SE 室において作業を実施する場合には、別紙に 示す「SE 室利用に当っての遵守事項」に従うこと。
- (参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf

12. その他

- (1)受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事項が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、規制庁担当者と速やかに協議をし、その指示に従うこと。また、規制庁担当者と協議後、決定した事項については議事録を作成すること。
- (2)作業責任者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ業務において良好な信頼関係が保てること。
- (3)業務上不明な事項が生じた場合は、規制庁担当者に確認の上、その指示に従うこと。
- (4) 常に、規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を 提供すること。
- (5)業務管理責任者は、提出した実施体制を常に確保するとともに、当該作業の進捗状況等について確認し、規制庁担当者に定期的に報告すること。 また、実施工程に変更があった場合は、速やかに規制庁担当者に提出すること。
- (6)SE室で作業を行う場合は、規制庁が指定した方法で作業報告を行うこと。
- (7) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、規制庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用にするときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (8)成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な事項を講ずること。
- (9) 規制庁担当者が抜き打ち的手法等による検査又は監督を行う場合がある ので、受注者は協力すること。

SE室利用に当たっての遵守事項

SE室の利用に当たっては下記の事項を遵守すること。

1. 利用事項

- (1) SE室の利用時間は、原則、平日午前9時30分から午後6時00分 までとする。
- (2)上記(1)以外に利用する者は、別に定める原子力規制庁担当職員等 (以下「担当職員」という。)に確認をする。
- (3) なお、当日SE室を利用する場合、事前に担当職員に連絡し確認する。

2. 注意事項

- (1) SEがSE室を利用するに当たり、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 かばん類、記憶機器等(携帯電話を含む)の持込み(ただし、原 子力規制庁の許可を得た場合は除く。)
 - 二 危険物等の持込み
 - 三 無許可者の入室
 - 四 飲食可能エリア以外での飲食
 - 五 喫煙
 - 六 SE室備付品の移動
 - 七 作業目的以外のSE室の利用
- (2) SE室に入室する際は、あらかじめ、担当職員より配付した「SE室 使用許可登録証」を携行すること。
- (3) SE室で知り得たデータ・情報等は外部に漏らしてはならない。
- (4) SE室に入室するために貸与したカード等は、担当職員に当日返却しなければならない。

3. 備え付けロッカーの利用

かばん類、記憶機器等を収納するために備え付けのロッカーを利用する ことができる。利用に当たっては以下の事項に留意すること。

- (1) 貴重品、危険物、ロッカーを汚染・き損するおそれのあるもの又はそ の他保管に適さないものをロッカーに収納することは禁ずる。
- (2) ロッカーの収容品に滅失又はき損等の損害が生じた場合、原子力規制 委員会はその賠償の責任を負いかねる。
- (3) ロッカーを破損した場合又は他のロッカーの収容品に損害を与えた場合、使用者が原子力規制委員会又は第三者に与えた損害は使用者が賠償の責を負う。
- (4) 退室時、使用したロッカー内に忘れ物等がない事を確認し、ロッカーの 鍵は開けた状態で退室する。

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名(以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)とは、「令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発」について、次の条項(特記事項を含む。)により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 金

円

- (うち消費税額及び地方消費税額
- 円)とする。
- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約期間)

第3条 契約締結日から令和5年3月20日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

- 第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負わせ た業務に伴う当該第三者(以下「下請負人」という。)の行為について、甲に対しすべての責任 を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。
- 3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を 遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、 甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監督)

- 第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。
- 2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担と する。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」 という。)以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

- 第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を 徴収することができる。
 - (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物(以下「納入物」という。)の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
 - (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報(以下「保全情報」という。)が乙の 責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者(乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。 ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩したとき 契約 金額の100分の10に相当する額
 - (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10 に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに 解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業 務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

- 第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約 不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の 成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかっ たときは、この限りでない。
- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、な お損害賠償の請求をすることができる。
- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、 その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

- 第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合 はこの限りでない。
- 2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者(ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。) に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連 絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であ るか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

- 第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏え い防止の責任を負うものとする。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡 し、
 - 又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、こ
- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- (1) 甲は、承諾の時において本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の 効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲が 同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるも のとする。

(著作権等の帰属・使用)

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。)を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の 著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を とるものとする。

3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この 限りでない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者(第5条第2項に定める下請負人を含む。)に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託 した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせ ることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が 発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万 全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに 同意するものとする。

(紛争の解決方法)

- 第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。
- 2 前項のほか、 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項について は、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

- 第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
 - (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確 定したとき
 - (3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

- 第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次 の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。
- (1)独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

- 第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合に おいて、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、 当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金 額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

- 第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を 解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第5条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合に おいて、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、 当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金 額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号 支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

 \angle

令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に 関する解析コード開発

応札資料作成要領

令和 4 年 7 月 8 日 原子力規制庁

目 次

第1章 原子力規制庁が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料等

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

- 2.1 評価項目一覧の構成
- 2.2 遵守確認事項
- 2.3 提案要求事項
- 2.4 添付資料

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

- 3.1 提案書の構成及び記載事項
- 3.2 提案書様式
- 3.3 応札者による提案書の説明 (プレゼンテーション)
- 3.4 留意事項

第4章 提案書雛形

- 4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項
- 4.2 提案書雛形
- 4.3 工数
- 4.4 利益相反

第5章 補足情報

5.1 提案書作成に当たっての補足情報

第6章 見積書

6.1 見積書の作成方法

第7章 別紙

- 7.1 (別紙1) 提案書雛形
- 7.2 (別紙2) 質問状
- 7.3 (別紙3) 見積書様式
- 7.4 (別紙4-1) 従業員への賃金引き上げ計画の表明書(大企業用)
- 7.5 (別紙4-2) 従業員への賃金引き上げ計画の表明書(中小企業用)

本書は、令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発の調達に係る応札 資料(評価項目一覧及び提案書)の作成要領等を取りまとめたものである。

第1章 原子力規制庁が応札者に提示する資料及び応札者が提 出すべき資料等

原子力規制庁は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、 以下の表2に示す資料を作成し、原子力規制庁へ提出する。

開札後、落札者は表3に示す資料を、ただちに原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課へ提出する。

「表1 原子力規制庁が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容		
①入札仕様書	本調達の対象である令和4年度 デブリベッド形成及び 冷却に関する解析コード開発の仕様を記述(事業の目 的・内容等)。		
②応札資料作成要領	応札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の 概要や提案書の雛形等を記述。		
③評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任 意項目の区分、得点配分等を記述。		
④評価手順書	原子力規制庁が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。		

[表2 応札者が原子力規制庁に提出する資料]

資料名称	資料内容
以評価項目一覧 の過寸確認欄 及び埋安書百乗早欄に必两車百	仕様書に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、遵守確認欄に○×を記入し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。 詳細説明は第2章参照
	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを 提案書にて説明したもの。詳細説明は第3章参照

[表3 落札者が原子力規制庁に提出する資料]

資料名称	資料内容
①見積書及び単価設定の根拠資 料	入札金額の内訳を記入したもの。
	単価設定の根拠資料も併せて提出すること。
1 ' '	詳細説明は第6章参照

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表4 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における項番		概要説明
0	遵守確認事項	令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析 コード開発を実施する上で遵守すべき事項。これら事項 に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目について これを遵守する旨を記述する。
1~6	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が 提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及 び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を 評価する。 例:調査事業の内容、実施計画、資格・能力、実績等
7	添付資料	応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例:実施体制及び担当者略歴、会社としての実績及び費用等

2.2 遵守確認事項

評価項目一覧中の遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧-遵守確認事項-」における「遵守確認」欄に必要 事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、表 5 を参照するこ と。

[表 5 遵守確認事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目~	遵守確認事項の分類	原子力規制庁
細項目		
内容説明	遵守すべき事項の内容	原子力規制庁
遵守確認	応札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、 実現・遵守不可能な場合(実現・遵守の範囲等について限定、 確認及び調整等が必要な場合等を含む)には×を記載する。	応札者

2.3 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧ー提案要求事項一覧-」における「提案書頁番号」 欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表6を参照 すること。

[表6 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目~	提案書の目次(提案要求事項の分類)。	原子力規制庁
細項目		
提案要求事項	応札者に提案を要求する内容	原子力規制庁
評価区分	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配 点を行う。	原子力規制庁
得点配分	各項目に対する最大加点	原子力規制庁
雛形頁番号	(別紙1) 提案書雛形*における雛形(※)の頁	原子力規制庁
	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する 提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各 提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象と して採点を行う。	応札者

※応札者が提案書を作成する際に、参考とすることが可能な提案書の雛型。提案要求事項毎の記述内容、評価の観点等が記載されている。詳細は本応札資料作成要領第4章を参照のこと。

2.4 添付資料

評価項目一覧中の添付資料における各項目の説明を以下に示す。

[表7 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目~	提案書の目次(提案要求事項の分類)	原子力規制庁
小項目		
資料内容	応札者に提案を要求する内容	原子力規制庁
提案の要否	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 提案要求事項とは異なり、採点の対象とはしない。	原子力規制庁
雛形頁番号	(別紙1) 提案書雛形*における雛形(※)の頁	原子力規制庁
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する 提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	応札者

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項の概要を示す(表8)。提案書は、表8の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、別添「評価項目一覧」を参照すること。また、各提案要求事項及び補足資料の記述内容については、同じく別添「評価項目一覧」で指定されている別添「提案書雛形」を参照すること。

「表8 提案書目次]

提案書	大項目	提案要求事項の概要説明
目次項番		
1	事業の実施計画	作業計画の妥当性, 効率性、品質管理計画の妥当性, 実効性
2	実施体制・実績	組織の業務管理体制、品質管理体制、事業実績、事業従事 予定者の作業実績
3	コード開発の内容	プログラム設計の実現性
4	組織のワーク・ ライフ・バラン ス等の取組	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況
5	その他	利益相反に関する説明
6	企業等の賃上げ の実施	事業年度(又は暦年)における賃上げの状況等
7	添付資料	組織の概要・事業内容等、用語解説等の補足説明、事業実 施に係る工数、情報セキュリティの確保

3.2 提案書様式

- ① 提案書は第4章「提案書雛形」に提示する項目及び様式等を参考にして記述する。
- ② 提案書及び評価項目一覧は原則としてA4版・両面とする。
- ③ 提出物は、上記の紙資料 (7部) とともに、電子媒体 (1式) でも提出する。その際のファイル形式は、原則として、一太郎、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする (これに拠りがたい場合は、原子力規制庁まで申し出ること。)

3.3 応札者による提案書の説明(プレゼンテーション)

- ① 応札者は、原子力規制庁に対し自らの提案内容の説明(プレゼンテーション)を行う。
- ② 応札者が当該説明(プレゼンテーション)を行うに当たっては、説明者のクラス (肩書き) は問わないこととし、原子力規制庁内会議室にて説明 (プレゼンテーション)を行う。
- ③ 当該説明(プレゼンテーション)の日時等については、入札締切(提案書受領期限)後に原子力規制庁と応札者とで別途調整する。また、説明(プレゼンテーション)の時間は、現時点では1社当たり概ね1時間程度(質疑応答を含む)を想定している。
- ④ 説明(プレゼンテーション)に当たっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3.4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案 書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの(製品紹介、パンフレット、比較表等)を添付する。
- ③ 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする)。

- ④ 原子力規制庁から連絡が取れるよう、提案書には連絡先(電話番号、FAX番号、及びメールアドレス)を明記する。
- ⑤ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙2の質問状に必要事項を記載の上、令和4年8月1日(月)12時00分までに文書で原子力規制庁長官官房技術基盤グループシビアアクシデント研究部門に提出する。
- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと原子力規制庁が 判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や 補足説明等を求める場合がある。

第4章 提案書雛形

4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項

提案書雛形では、提案書に含めるべき記述内容と記述例および基礎点と加点の評価 観点を提示する。応札者は、提案書雛形を参考として提案書を作成することができる が、以下に留意する必要がある。

- □ 応札者は、最低限、提案書雛形に提示された項目(詳細は、提案書雛形の見方を参照)を提案書に含めなければならない。
- □ 具体的な表記方法に関しては、応札者が必要と判断した場合は、当雛形への完全 な遵守を求めるものではない。

なお、提案書の各提案要求事項に対し、どの提案書雛形を参考にすることが出来るかは別添「評価項目一覧」にて、提示する。

4.2 提案書雛形

具体的な提案書雛形の内容は別紙1を参照。

4.3 工数

提案書雛形の書式に従って、入札仕様書における業務の中項目単位で、業務実施者のクラス(例:主任研究員、研究員等)別の工数を提出すること。

4.4 利益相反

提案書雛形の書式に従って、実施者及び再委託先が利益相反に該当しないことを証す る資料及びそれを証明する誓約書を提出すること。

第5章 補足情報

5.1 提案書作成に当たっての補足情報

第6章 見積書

6.1 見積書の作成方法

落札者に対しては、提示された入札価格の積算内訳(単価及び数量)を別紙3の見 積書様式を参考に作成のうえ提出すること。

人件費単価は、研究者等のクラス別時間単価、もしくは支払実績時間単価を設定する。単価設定の根拠資料として、研究者等のクラス別時間単価の場合は、単価表及び単価設定の考え方を、支払実績時間単価の場合は、支払実績の内訳及び理論総労働時間を提出すること。

事業費単価は、委員会開催経費(謝金、交通費等)、事業の実施に必要となる機器、ソフトウェア等の利用料金や借室料等を内訳単位で設定する。

単価設定の根拠資料として、単価に採用した内部規定や参考見積等を提出すること。

第7章 別紙 7.1 (別紙1) 提案書雛形 別紙

7. 2	(別紙2)	質問状
	(/)/1/124 4 /	という

社名					
住所					
TEL			FAX		
質問者					
質問に関連	車する文書名及び	が頁			
質問内容					

7.3 (別紙3) 見積書様式

令和 年 月 日 ※開札日又は開札日以降

支出負担行為担当官 原子力規制委員会 原子力規制庁長官官房参事官 宛て

住所

商号又は名称 代表者役職・氏名

見積書

下記のとおりお見積り申し上げます。

記

- 1. 件 名 令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発
- 2. 見積金額 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(うち消費税及び地方消費税額 〇〇〇,〇〇〇円を含む) ※消費税込額として、消費税を別表示する。

内訳は別紙のとおり

担当者連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人件費	主席研究員 主任研究員 研究員	000, 000, 000 z, zzz, zzz	@ xx, xxx ×yy時間 = z, zzz, zzz
2. 事業費	委員会費 委員謝金 委員交通費 会場借料	000, 000 zzz, zzz ccc, ccc	@ xx, xxx ×yy人 = zzz, zzz @aa, aaa×bb時間×100/108 = ccc, ccc (注1:消費税及び地方消費税は別掲の ため、単価に含まれている場合は除外の うえ計上のこと。)
3. 外注費	○○○業務	xxx, xxx, xxx	株式会社〇〇〇 xxx, xxx, xxx
4. 一般管理費		00, 000, 000	(1. +2. +3.)の10%以内 (注2:小数点以下切り捨て)
5. 小計			(注3:落札金額と一致)
6. 消費税及び 地方消費税			5. 小計(※)× 10% (注4:小数点以下切り捨て)
7. 合計			

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあっては、課税売上げに係る消費税及び地方消費税については、計上することは出来ない。

7.4 (別紙4-1) 【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

※状況に応じてどちらかを選択し記載してください

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は〇年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率〇%以上とすることを表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日株式会社○○○(住所を記載)代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日 株式会社○○○

 従業員代表
 氏名
 ○○
 ○○
 印

 給与又は経理担当者
 氏名
 ○○
 ○○
 印

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

(留意事項)

- 1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。 なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
- 2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
- 3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認 書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加す る場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
- 4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。
- 5. 「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」の権限等を示す書類等を添付すること。

7.5 (別紙4-2) 【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

※状況に応じてどちらかを選択し記載してください

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は〇年)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率〇%以上とすることを表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日株式会社○○○(住所を記載)代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日 株式会社○○○

従業員代表氏名〇〇〇〇印給与又は経理担当者氏名〇〇○○印

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

(留意事項)

- 1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。 なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
- 2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
- 3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認 書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加す る場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
- 4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。
- 5. 「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」の権限等を示す書類等を添付すること。

■令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発

•提案書

■ 年月日

■ 提案者

1.1 作業計画の妥当性, 効率性

記述内容

- ■仕様書に基づいて、作業内容について、下記の事項を示すこと。
 - 納期内の作業配分に無理のない作業スケジュール。
 - 実施項目ごとに過不足なく、効率的な「作業の流れ」の計画。
 - 実施項目ごとの,担当者の作業量(人時間数)及びその算出根拠。
 - 各担当者の月別作業量(人時間数)。

※昨年度までに開発したプログラムの把握に必要な工程を考慮すること。

(別紙利用可)

作業計画の妥当性,効率性

【基礎点評価の観点】

・仕様書記載の作業項目が全て作業計画に示されているか。また、作業日程・手順等は適切か。

【加点評価の観点】

・作業計画において見積もられている作業量は妥当か。

【加点評価の観点】

・事業成果達成のために、効率的な日程、作業手順等が提案されているか。

1 事業の実施計画

1.2 品質管理計画の妥当性, 実効性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- ■仕様書の作業内容に基づき、作業の品質を管理するための具体的な方法を示し、作業手順、作業工程に反映すること。 (別紙利用可)
- 品質管理の妥当性, 実効性

【基礎点評価の観点】

作業の品質を管理するための具体的な方法が提案されているか。

【加点評価の観点】

・事業成果達成のために、効果的な品質管理の方法が提案され、作業 手順、作業工程等に適切に反映されているか。

2.1 組織の業務管理体制

記述内容

- 業務の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数がわかるように示すこと。ここでは作業を統括する実施責任者と業務管理及び技術管理の体制も示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。
- ■実施体制については、個々の業務の担当が分かるようにし、担当者が当該業務における実績を有する場合、その実績が当該業務の実施に当たり 有益であることを記述する。(例えば、「過去の実績における経験者を当該業務の各チームに従事させる」等)
- ■本業務においては、下請負者の使用を認めない。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

(別紙利用可)

組織の業務管理体制

【基礎点評価の観点】

・事業を実施する人員・実施体制が確保されているか。

【基礎点評価の観点】

·業務管理責任者と技術管理責任者は兼務していないか。下請負者を使用する場合、適切な形か?

2 実施体制・実績

2.2 組織の品質管理体制

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。 (別紙利用可)
- 組織の品質管理体制

【基礎点評価の観点】

·品質管理のための人員·実施体制が確保されているか。

【加点評価の観点】

·品質保証部門は,本作業部門から独立している等,適 切な体制となっているか。

7.1 (別紙1) 提案書雛形

2.3 組織の事業実績

記述内容

- 組織が本作業に必要な能力を有することを示すため,以下について、納入した最近の実績、又は自己で研究した結果を学会等で発表した各分野に おいて実績3件以上を示すこと。 また、能力を有する技術者が本作業を担当することを明記すること。
 - ① 本作業で対象とするシビアアクシデント現象(①二相流プール内発熱多孔質体の伝熱、②凝縮気体及び非凝縮気体を伴う気液二流体流れ場、③発熱粒子層内の溶融相浸透流、④クラスト内の冷却水侵入による限界熱流束、⑤固化による粘性増加を伴う溶融炉心拡がり、⑥溶融ジェットから発生した液滴の集積固化及び冷却、⑦溶融燃料-冷却剤総合作用、⑧固相-溶融相間の相変化及び共晶反応を含む多相・多成分流れ場、及び⑨溶融プール形成の9領域の主要機能)の定式化、離散化及びコーディングにおける開発
 - ② MELCOR Version 2以降による軽水炉シビアアクシデント解析
 - ③ Pythonを用いたデータ処理

ここでは以下の内容を含むこととする。

- 受注名称(受注年度も示すこと。)又は発表名称
- 受注先(会社、機関等の名称)又は発表先(学会、機関紙等の名称)
- 担当した作業の具体的な内容(ノウハウ等に係る機密事項は記載しないこと。)

(別紙利用可)

組織の事業実績

【基礎点評価の観点】

- ・組織として、本作業で対象とするシビアアクシデントの9領域の主要現象の中核に係るモデルの定式化、離散化、コーディングの実績を有しており、
- ・組織として、MELCOR Version 2以降による軽水炉シビアアクシデント解析の実績を有しており、
- ・組織として、Pythonを用いたデータ処理 の実績を有しており、

本業務の技術管理に関する能力があるか。

【加点評価の観点】

・組織として、本作業で対象とするシビアアクシデントの9領域の主要現象の中核に係る検証及び妥当性確認等の実績を有しており、本業務の、技術管理に関する能力があるか。

2.4 事業従事予定者の作業実績

記述内容

■本作業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴、卒業年度、入社年度及び実務経験(特に本作業に関連する実務の経験)等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載しないが、作業計画、業務管理体制との関連を示すこと。ただし、2.3で求める「能力を有する技術者が本作業を担当すること」に関して、各担当者の予定担当業務を明示し、実務経験(特に本作業に関連する実務の経験)等をもって、そのことを示すこと。また、技術管理責任者が本業務を管理する能力があること。

(別紙利用可)

事業従事予定者の作業実績

【基礎点評価の観点】

- ・担当者として、本作業で対象とするシビアアクシデントの9領域の主要現象の中核に係るモデルの定式化、離散化、指定されたプログラミングスタイル(仕様書第4章を参照)によるコーディングの実績を有しており、
- ・担当者として、MELCOR Version 2以降による軽水炉シビアアクシデント解析の実績を有しており、
- ・担当者として、Pythonを用いたデータ処理 の実績を有しており、

本業務を担当する能力があるか。また、技術管理責任者が本業務を管理する能力があるか。

【加点評価の観点】

・担当者として、本作業で対象とするシビアアクシデントの9領域の主要 現象の中核に係る検証及び妥当性確認等の実績を有しており、本業務 を担当する能力があるか。

3.1 プログラム設計の実現性

記述内容

- ■本作業, 特に仕様書の第4章に示す作業を実施する能力を示すため, デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード(付1 現象の概要を参照)を 対象とし、デブリベッド冷却、溶融炉心拡がり、溶融ジェット分裂及び再溶融の4つのモジュール、及び計算結果の汎用可視化ツールとのインター フェイスから構成されるプログラム設計図を示すこと
 - プログラム設計図は一般的なフローチャート用図形描画ツールにて行う
 - 1つの図にまとめる必要はなく、図の数は自由とする
 - 図ごとに簡単な説明文を入れること

(別紙利用可)

■ プログラム設計の実現性

【基礎点評価の観点】

・デブリベッド形成及び冷却に関するモデルが具体的に明 示され、解析コードへのモデル実装が適切に具体化されて いるか。

【加点評価の観点】

・4つのモジュールの役割分担が合理的に区別され、モ ジュール間の変数交換、インターフェイス、時間積分が 明確且つ適切に示されているか。

【加点評価の観点】

·可読性及び拡張性が高い設計となっているか。

【加点評価の観点】

・計算結果の可視化のための汎用可視化ツール(仕様 書第4章を参照)について適切なインターフェイスを示し ているか。

4 組織のワーク・ライフ・バランス等の取組

4.1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

■ 認定等の有無、認定等の名称等に関して記述する。

認定等の有無: 有・無

注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画(策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が100人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。)については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

注2 認定段階については各認定等の名称と認定段階(えるぼし: 1~3)を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。

注3 事業者の経営における主たる事業所(本社等)において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

【加点評価の観点】

- ●女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等)
 - <プラチナえるぼし(※1) 5点、えるぼし3段階目(※2) 4点、同 2段階目(※2) 3点、同 1段階目(※2) 2点、行動計画(※3) 1点>
- ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定
- ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。
- ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)が努力義務により提出し、提案書提出時点で 計画期間が満了していないものに限る。
- ●次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定)
- <プラチナくるみん認定 4点、くるみん認定(新基準※4)3点、くるみん認定(旧基準※5)2点、トライくるみん認定2点>
- ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定)
- ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定)
- ●若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) <4点>
 - (注)複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。

7.1 (別紙1) 提案書雛型

5. その他 5.1 利益相反

記述内容

■実施者が利益相反の立場に陥らない旨の理由等ついて具体的に記述する。

【基礎点評価の観点】

- ・実施者が利益相反に該当しないことを証する書面が添付されているか。また同添付書類には該当しない旨の理由等が適切に記載されているか。
- ・やむを得ず実施者の一部が利益相反に該当する場合、その理由等が具体的に記載されているか。またその記載内容は妥当なものか。
- ・やむを得ず実施者の一部が利益相反に該当する場合、成果物の信頼性を担保する方法(受入検査、確定検査等の検査又は監督に加えて、本契約の適正な履行の確認のための抜き打ち的手法による検査又は監督、及び成果物の検証・評価等)及び契約書等の取り決め方法が記載されているか。また、それらの記載内容は妥当なものか。

(再委託先がある場合)

- ・再委託先が利益相反に該当しないことを証する書面が添付されているか。また同添付書類には該当しない旨の理由等が適切に記載されているか。
- ・やむを得ず再委託先の一部が利益相反に該当する場合、その理由等が具体的に記載されているか。またその記載内容は妥当なものか。
- ・やむを得ず再委託先の一部が利益相反に該当する場合、成果物の信頼性を担保する方法(受入検査、確定検査等の検査又は監督に加えて、本契約の適正な履行の確認のための抜き打ち的手法による検査又は監督、及び成果物の検証・評価等)及び契約書等の取り決め方法が記載されているか。また、それらの記載内容は妥当なものか。

(参考)

受注者が利益相反の立場に陥る外部調達とは、次に掲げる者又はこれらと同等の利益相反の関係にあると認められる者に発注するものをいう。

- 1. 原子炉等規制法の規制対象となる者(原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者)(ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合は除く)
- 2. 原子炉等規制法の許認可対象となる設備の開発、設計及び製造に関わる事業者
- 3. 1. 又は2. の者の子会社(親会社の出資比率が50%を超える被支配会社)又は団体(運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が1. 又は2. の者である団体)
- 4. 外部調達する業務と同時期に同一内容の業務を1.、2. 又は3. の者から受注した者(ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、 共管範囲の業務を行う場合において、当該業務を行う部門と別の部門が同一内容の業務を1.、2. 又は3. の者から受注する場合は除く)

6.1 事業年度(又は暦年)における賃上げ

記述内容 • 賃上げの実施の表明の有無に関して記述する。

賃上げの実施の表明の有無: 有・無

従業員への賃金引き上げ計画の表明書(別紙4-1又は4-2)の写しを添付すること。

【加点評価の観点】

・従業員への賃金引き上げ計画を表明しているか

7.1 組織の概要、事業内容等

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 当該事業を実施するに当たり、組織の概要・事業内容等について具体的に記述する
- パンフレット等がある場合には添付する
- 組織の概要、事業内容等

◆ 組織の概要

◆組織の事業内容

◆その他組織の特色 等

7.2 用語解説等の補足説明

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 当該事業を実施するに当たり、調査事業に係る専門的な用語の説明等を具体的に記述する
- 用語解説等の補足説明
- ◆ 用語名 【解説】

7.3 事業実施に係る工数

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- ■本事業を実施するにあたり必要な工数をクラス別に記述する
- クラス別の従事者がどのような業務をどの程度行うかが分かるように記述する

事業実施に係る事業従事予定者の工数

記述例

		業務			工数				
#	大項目	#	中項目	XXXX	XXX	XXX	XXX	(業務中項目 単位)	
(1)	〇〇〇に係るもの								
		1)							
		2)							
(2)	〇〇〇に係るもの	•							
		1)							
		2)							
			合計(工数)						

7.4 情報セキュリティの確保

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

■本事業に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制を記述する

■ 情報セキュリティ対策

Title:	itle: 評価項目一覧-遵守確認事項-								
大項目	中項目	小項目 細項目	内容説明	遵守確認					
0	0 遵守確認事項								
			作業を始める前に、原子力規制庁と作業内容について十分調整を行う。						
	0.1.	事業計画	事業の実施状況を適宜確認し、実施計画通りに事業を行う。						
			原子力規制庁が事業の実施状況について報告を求めた場合、速やかに報告を行う。						
			納品書を提出する前に、原子力規制庁の要望した作業がすべて完了したかを原子力規制庁に確認する。						
	0.2.	報告書	納入物は、実施計画通りに記載したものを事業期間内に納入する。						
			報告書は、基本的に日本語で作成する(図表など一部英語等を使わざるを得ない場合を除く)						
	0.3. 情報セキュリティの確保 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行を確保する。								

Title:	評価項	頁目一覧 - 提案要求事項一覧 -									
		提案書の目次				得点配	分	内部用	評価基準		
大項目	中項目	1 小項目 細項目	提案要求事項	評価区分	合計	基礎点	加点	基礎点	加点 加点 (カッコ内の得点は、各評価基準の加点幅)	雛形 頁番号	提案書
		·									
4	古典人										
ı	争未0	大肥計画				1	1		1		
			仕様書記載の作業項目が全て作業計画に示されているか。また、 作業日程・手順等は適切か。	必須		5	-	仕様書記載の作業項目が全て作業計画に示されているか。また、作業日程・手順等は適切か。	-	2	
•	1.1	作業計画の妥当性、効率性	作業計画において見積もられている作業量は妥当か。	任意	15	-	5	-	作業計画において見積もられている作業量は妥当か。	2	
			事業成果達成のために、効率的な日程、作業手順等が提案されているか。	任意		-	5	-	事業成果達成のために、効率的な日程、作業手順等が提案されているか。	2	
•	1.2	D. 医修理社员 O. 立义 林 安林林	作業の品質を管理するための具体的な方法が提案されているか。	必須	15	5	-	作業の品質を管理するための具体的な方法が提 案されているか。	-	3	
	1.2	品質管理計画の妥当性, 実効性	事業成果達成のために、効果的な品質管理の方法が提案され、 作業手順、作業工程等に適切に反映されているか。	任意	15	-	10	-	事業成果達成のために、効果的な品質管理の方法が提案され、作業手順、作業工程等に適切に反映されているか。	3	
2	実施体	は制・実績									
	2.4	纪维 の类数阵围仕出	事業を実施する人員・実施体制が確保されているか。	必須	00	10	-	事業を実施する人員・実施体制が確保されているか.	-	4	
	2.1	組織の業務管理体制	業務管理責任者と技術管理責任者は兼務していないか。下請負者を使用する場合、適切な形か?	必須	20	10	-	業務管理責任者と技術管理責任者は兼務していないか。下請負者を使用する場合、適切な形か?	-	4	
	2.2	組織の品質管理体制	品質管理のための人員·実施体制が確保されているか。	必須	15	10	-	品質管理のための人員・実施体制が確保されているか。	-	5	
	2.2	和機び印具日生体制	品質保証部門は、本作業部門から独立している等、適切な体制と なっているか。	任意	13	-	5	-	品質保証部門は、本作業部門から独立している 等、適切な体制となっているか。	5	
•	2.3	組織の事業実績	・組織として、本作業で対象とするシビアアクシデントの9領域の主要現象の中核に係るモデルの定式化、離散化、コーディングの実績を有しており、・組織として、MELCOR Version 2以降による軽水炉シビアアクシデント解析の実績を有しており、・組織として、Pythonを用いたデータ処理の実績を有しており、本業務の技術管理に関する能力があるか。	必須	20	5	-	・組織として、本作業で対象とするシビアアクシデントの9領域の主要現象の中核に係るモデルの定式化、離散化、コーディングの実績を有しており、・組織として、MELCOR Version 2以降による軽水炉シビアアクシデント解析の実績を有しており、・組織として、Pythonを用いたデータ処理の実績を有しており、本業務の技術管理に関する能力があるか。	-	6	
			組織として、本作業で対象とするシビアアクシデントの9領域の主要現象の中核に係る検証及び妥当性確認等の実績を有しており、本業務の技術管理に関する能力があるか。	任意		-	15	-	組織として、本作業で対象とするシビアアクシデントの9領域の主要現象の中核に係る検証及び妥当性確認等の実績を有しており、本業務の技術管理に関する能力があるか。	6	
•	2.4	事業従事予定者の作業実績	・担当者として、本作業で対象とするシビアアクシデントの9領域の主要現象の中核に係るモデルの定式化、離散化、指定されたプログラミングスタイル(仕様書第4章を参照)によるコーディングの実績を有しており、・担当者として、MELCOR Version 2以降による軽水炉シビアアクシデント解析の実績を有しており、・担当者として、Pythonを用いたデータ処理の実績を有しており、本業務を担当する能力があるか。また、技術管理責任者が本業務を管理する能力があるか。	必須	25	5	-	・担当者として、本作業で対象とするシビアアクシ デントの9領域の主要現象の中核に係るモデルの 定式化、離散化、指定されたプログラミングスタイル(仕様書第4章を参照)によるコーディングの実 績を有しており、・担当者として、MELCOR Version 2以降による軽 水炉シビアアクシデント解析の実績を有しており、・ 担当者として、Pythonを用いたデータ処理 の実績を有しており、 本業務を担当する能力があるか。また、技術管理 責任者が本業務を管理する能力があるか。	-	7	_ 6

Title:	itle: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -											
		提案	書の目次			í	得点配	分	内部用詞	平価基準		
大項目	申項目	小項目	細項目	提案要求事項	評価区分	合計	基礎点	加点	基礎点	加点 加点 (カッコ内の得点は、各評価基準の加点幅)	雛形 頁番号	提案書
				担当者として、本作業で対象とするシビアアクシデントの9領域の主要現象の中核に係る検証及び妥当性確認等の実績を有しており、本業務を担当する能力があるか。	任意		-	20	-	担当者として、本作業で対象とするシビアアクシデントの9領域の主要現象の中核に係る検証及び妥当性確認等の実績を有しており、本業務を担当する能力があるか。	7	

		提案書の目	次			1	导点配	<u></u>	内部用	评価基準		
項目	中項目	小項目	細項目	提案要求事項	評価区分	合計	基礎点	加点	基礎点	TIMA () () () () () () () () () (雛形 頁番号	提案書
3	コード開	開発の内容										
				・デブリベッド形成及び冷却に関するモデルが具体的に明示され、 解析コードへのモデル実装が適切に具体化されているか。	必須		5	-	・デブリベッド形成及び冷却に関するモデルが具体的に明示され、解析コードへのモデル実装が適切に具体化されているか。	-	8	
•	3.1	プログラム設計の)実現性	4つのモジュールの役割分担が合理的に区別され、モジュール間の変数交換、インターフェイス、時間積分が明確且つ適切に示されているか。	任意	25	-	10	-	4つのモジュールの役割分担が合理的に区別され、モジュール間の変数交換、インターフェイス、時間積分が明確且つ適切に示されているか。	8	
				可読性及び拡張性が高い設計となっているか。	任意		-	5	-	可読性及び拡張性が高い設計となっているか。	8	
				計算結果の可視化のための汎用可視化ツール(仕様書第4章を参照)について適切なインターフェイスを示しているか。	任意		-	5	-	計算結果の可視化のための汎用可視化ツール (仕様書第4章を参照)について適切なインター フェイスを示しているか。	8	
4	組織の	ワーク・ライフ・バ	ランス等の取組									
	4.1	組織のワーク・ラに関する認定等		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「女世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(ブラチナえるほし認定、えるほじ認定等、ブラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。		5		5	_	女性活躍推進法に基づく認定等(ノフナナスのはし・えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点 ・えるぼし3段階目(※2) 3点 ・えるぼし3段階目(※2) 3点 ・えるぼし3段階目(※2) 2点 ・えるぼし3段階目(※2) 2点 ・えるぼし3段階目(※3) 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12 条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定) ・ブラチナくるみん認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定(ガラチナくるみん認定・くるみん認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定(ガラチナくるみん認定)・ブラチナくるみん認定(加重基準※4) 3点 ・くるみん認定(日基準※5) 2点 ・トライくるみん認定(ひ正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正後認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定)	9	
										若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認 定) 4点		

	評価項	目一覧 - :	提案要求事項一覧 -								
5.1		提案	書の目次			i	得点配	分	内部用評価基準		
	中項目	小項目	細項目	提案要求事項	評価区分	合計	基礎点	加点	加点 基礎点 (カッコ内の得点は, 各評価基準の加点幅)	雛形 頁番号	提案書 頁番号
6 企業		利益相反		・実施者が利益相反に該当しないことを証する書面が添付されているか。また同添付書類には該当しない旨の理由等が適切に記載されているか。 ・やむを得ず実施者の一部が利益相反に該当する場合、その理由等が具体的に記載されているか。またその記載内容は妥当なものか。 ・やむを得ず実施者の一部が利益相反に該当する場合、成果物の信頼性を担保する方法(受入検査、確定検査等の検査又は監督に加えて、本契約の適正な履行の確認のための抜き打ち的手法による検査又は監督、及び成果物の検証・評価等)及び契約書等の取り決め方法が記載されているか。また、それらの記載内容は妥当なものか。 (再委託先が利益相反に該当しないことを証する書面が添付されているか。また同添付書類には該当しない旨の理由等が適切に記載されているか。。その理由等が具体的に記載されているか。またその記載内容は妥当なものか。・やむを得ず再委託先の一部が利益相反に該当する場合、その理由等が具体的に記載されているか。またその記載内容は妥当なものか。 ・やむを得ず再委託先の一部が利益相反に該当する場合、不の理由等が具体的に記載されているか。またその記載内容は妥当なものか。 ・やむを得ず再委託先の一部が利益相反に該当する場合、成果物の信頼性を担保する方法(受入検査、確定検査等の検査又は整督に加えて、本契約の適正な履行の確認のための抜き打ち的手法による検査又は監督、及び成果物の検証・評価等)及び契約書等の取り決め方法が記載されているか。また、それらの記載内容は妥当なものか。	必須	5	5	-	・実施者が利益相反に該当しないことを証する書面が添付されているか。また同添付書類には該当しない旨の理由等が適切に記載されているか。・やむを得ず実施者の一部が利益相反に該当する場合、その理由等が真めい言載されているか。またその記載内容は妥当なものか。・やむを得ず実施者の一部が利益相反に該当する場合、成果物の信頼性を担保する方法(受入検査、確定検査等の検査又は監督に加えて、本契約の適正な履行の確認のための抜き打ち的手法による検査又は監督のための抜き打ち的手法による検査又は監督の取り決め方法が記載されているか。また、それらの記載内容は妥当なものか。 (再委託先がある場合)・再委託先が利益相反に該当しないことを証する書面が添付されているか。また同添付書類には該当しない旨の理由等が適切に記載されているか。・やむを得ず再委託先の一部が利益相反に該当する場合、その理由等が適切に記載されているか。またその記載内容は妥当なものか。・やむを得ず再委託先の一部が利益相反に該当する場合、成果物の信頼性を担保する方法(受入検査、確定検索等の検査又は監督に加えて、本契約の適正な履行の確認のための抜き打ち的手法による検査又は監督、及び成果物の検証・評価等)及び契約書等の取り決め方法が記載されているか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものか。また、それらの記載内容は妥当なものまた。	10	
	企業等(の賃上げる	の実施								
6.1	6.1	事業年	度(又は暦年)における賃上げ	賃上げの実施を表明した企業等について ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(別紙4-1)(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(別紙4-2)(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。	任意	5	-	5	表明書の写しの提出が確認出来れば加点(5 点)。	11	

[●]は価格と同等に評価できない項目(合計100点)

Title:	評価項目:	一覧-添付資料-				
		提案書の目次		+=		
				提 案		
				の		
				要		
				否		
大項目	中項目	小項目	資料内容		雛形頁番号	提案書頁番号
7	· 添付資料					
	7.1.	組織の概要・事業内容等	会社又は法人としての概要(組織の概要、事業内容が分かるパンフレット等)	必須	12	
	7.2.	用語解説等の補足説明	事業に係る専門的な用語の説明等	必須	13	
	7.3.	事業実施に係る工数	実施に必要な工数の明細	必須	14	
	7.4.	情報セキュリティの確保	受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制	必須	15	

令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に 関する解析コード開発

評価手順書 (加算方式)

令和 4 年 7 月 8 日 原子力規制庁 本書は、令和4年度 デブリベッド形成及び冷却に関する解析コード開発に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた 数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

総合評価点 = 技術点 + 価格点

技術点=基礎点 + 加点

価格点(※)=価格点の配分 × (1 - 入札価格÷予定価格)

※価格点は小数点以下切り捨てとする。

1.3 得点配分

※技術点の配分と価格点の配分は、3:1とする。

技術点	100点
価格点	50点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ① 別添「評価項目一覧-遵守確認事項-」の「遵守確認」欄に全て「〇」が記入されている。
- ② 別添「評価項目一覧-提案要求事項一覧(項番1~6)」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」欄に提案書の頁番号が記入されている。
- ③ 別添「評価項目一覧-添付資料(項番7)」の、提案の要否が必須の「提案書頁番号」欄に提案書の頁番号が記入されている。
- 一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2.2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「第3章 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される、「提案要求事項(項番1~6)」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応札者を不合格とする。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(加点部分の点数)を合計し、それ を平均して基礎点と合計したものを技術点とする。

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目の得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧ー提案要求事項一覧ー」の「得点配分」欄を参照)

3.2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応札者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点は、別添「提案書雛形」にて「基礎点評価の観点」として示している。

3.3 加点評価

加点は、全ての提案要求事項について設定されており、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点は、別添「提案書雛形」にて「加点評価の観点」として示している。